

第 7 4 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 29 年 6 月 2 日 開会

平成 29 年 6 月 7 日 閉会

南 部 町 議 会

第 7 4 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○散会の宣告	11

第 2 号（6月6日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
中 舘 文 雄 君	15

松 本 啓 吾 君	2 9
坂 本 典 男 君	3 4
夏 堀 嘉一郎 君	3 8
川守田 稔 君	5 1
○散会の宣告	5 4

第 3 号（6月7日）

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 6
○出席議員	5 6
○欠席議員	5 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
○職務のため出席した者の職氏名	5 7
○開議の宣告	5 8
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○報告第3号の上程、説明、質疑	6 0
○報告第4号及び報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○報告第10号の上程、説明、質疑	6 8
○報告第11号の上程、説明、質疑	6 9
○報告第12号の上程、説明、質疑	7 0
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9

○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○常任委員会報告	92
○委員会の閉会中の継続調査の件	92
○議員派遣の件	92
○閉会の宣告	93
○署名議員	97

平成 2 9 年 6 月 2 日（金曜日）

第 7 4 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第74回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年6月2日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第54号 南部町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君

健康福祉課長	福田 勉 君	農林課長	東野 成人 君
商工観光交流課長	久保田 敏彦 君	建設課長	川村 正則 君
会計管理者	小山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤嶋 健悦 君	市場 長	中野 弘美 君
教 育 長	高橋 力也 君	学務課長	中村 貞雄 君
社会教育課長	佐々木 高弘 君	農業委員会事務局長	松橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	中里 司	次	長	夏坂 由美子
総括主査	留目 成人			

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第74回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長 根市 勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、5月26日に議会運営委員会を開催し、第74回 定例会の運営について、協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告11件、議案は、人事案件1件のほか、平成29年度補正予算3件、条例の制定など3件であります。そのほかの案件として、常任委員会報告などがございます。

一般質問は5名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、6月2日から7日までの6日間としました。

なお、会期中 3日、4日は休日のため、5日は議案熟考のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番滝田勉君、6番西野耕太郎君を指名します。

.....

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月2日から6月7日までにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月7日までの6日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、6月3日と4日は休日のため、5日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会することに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

今期定例会の上程は町長提出の案件が報告11件、議案7件。ほかに、常任委員会報告、委員会閉会中の継続調査の件、議員派遣の件があります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第74回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、全員協議会でも申し上げましたが、国民健康保険税の過誤徴収について、ご報告とお詫びを申し上げます。

このたび、国民健康保険税の徴収計算システムの設定に誤りがあり、結果として誤った税額を徴収したことが判明しました。

被保険者の皆様には、誠に申し訳なく、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

今後は、より一層チェック体制を強化し、適正な賦課に努めてまいり所存であります。

次に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

まず、農政情報でございますが、昨年度は、連続した台風の上陸や突発的な天候の変化などの影響により、果樹や野菜に若干の被害がみられましたが、大事に至ることもなく収穫期を迎えることができ、安堵した年でございました。

今年は、春先から好天に恵まれたことから、果樹の開花状況も、平年に比べて２日から４日と「若干早い状況」で推移していると伺っており、農家の皆さまも、お忙しい日々をお過ごしのことと思います。

また、水稻の状況であります。田植え作業は、例年どおりの時期に行われており、五月末時点での進捗率は、九割近くと、平年並みとなっております。

次に、サクランボであります。主力品種の「佐藤錦」は、全体的に、平年より２日ほど早いペースで、生育が進んでいる模様です。また、贈答用や観光果樹園での普及が期待されている新

品種「ジュノハート」につきましては、平成27年度と平成28年度を合わせまして、1,046本の苗木が、町の補助事業により植栽されており、産地化・ブランド化が確立されていくものと期待しております。

リンゴにつきましても、平年より三日ほど早いペースで生育が進んでいる模様であり、台風などの天候被害のない、実り豊かな収穫期を迎えられますことを、切に、願うものであります。

毎年恒例の「南部町春まつり」は、5月3日、4日の両日、開催され、稚児入山行列のほか、法光寺本堂や周辺の豊かな自然を活かした体験型イベントで賑わいを見せました。また、法光寺境内に建立されている三重塔、「承陽塔」が国の登録有形文化財に答申されましたことは、春まつりに華を添える嬉しいニュースとなりました。

23日には、今年で30回目を数える「ぼたんまつり」も始まり、見頃となった先週末には、色とりどりのぼたんが、多くの来園者を魅了しました。

農業体験修学旅行の受け入れも始まっており、今月下旬から始まる「さくらんぼ狩り」と併せて、農業観光も本格化してまいります。これから、夏、秋にかけて「ジャックドまつり」などのイベントが、目白押しでございます。

南部町を訪れる方々の満足度を高めるためには、やはり迎える側の「おもてなしの心」が重要であることはいまでもありません。

また、訪れてみたいと思っていただくためには「おいしい食」の提供も非常に重要な要素であります。幸いにして、当町には、町民の皆様の「おもてなしの心」と「豊かな農産物」がそろっておりますので、観光資源と併せて、こうした町の良さをPRしながら、さらに、満足度の向上にむけて取り組みを強化し、誘客数の増加につなげてまいりたいと考えているところであります。

今年の春の叙勲では、当町から、野田清八氏が、地方自治功労で、工藤享介氏が、消防功労で、受章の栄に浴されました。

それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心よりお祝いを申し上げます。

さて、広報でもお知らせしたところではございますが、馬淵川の治水対策事業である「馬淵川床上浸水対策特別緊急事業」が今年1月に完了し、引き続き「馬淵川広域河川改修事業」が始まっております。緊急事業で完了した河道掘削の効果を、より高めるため、堤防の新設やかさ上げを実施するもので、洪水の被害を防ぐ効果が期待されるものであります。

今後とも国・県等への要望活動を通じて、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

洪水のみならず、地震などの自然災害には、平時から備えを万全にしておくことが求められています。町では、大規模な災害に備えて、自主防災組織の設立を支援しており、今年5月1日現在では、66の行政区のうち、50の行政区において設立され、その世帯カバー率は81パーセントとなっております。

今後も、100パーセントを目指し、早期の設立を働きかけるとともに、8月6日に名川地区で開催する「南部町防災訓練」には、多くの町民のご参加をお願いするものでございます。

さて、5月26日の議員全員協議会で、役場統合庁舎を広場地区の中央公民館周辺に建設することをお示ししたところでございます。

統合いたしましても町民の皆様にご不便をおかけすることがないように、窓口機能はしっかりと各地区に残す方針は、これまでと何ら変わりはありませんし、効率的な執務環境により、行政サービスの向上を図っていく所存でございます。

合併特例債の活用期限である、平成32年度までの限られた時間の中で、しっかりと事業を進めていくため、議員の皆様はもちろんのこと、町民各位のご理解、ご協力を、切に、お願いするものでございます。

平成29年度は、「南部町総合振興計画」の最終年度であり、第二次総合振興計画を策定する年度でもあります。

南部町の今後10年間の目指す方向を明確にするとともに、まちづくりをどのように進めていくのかを、施策としてお示しすることで、町民の皆様のご参画のもと、取り組みを進めていくこととなります。

人口減少問題など、南部町を取り巻く行政課題は尽きることはありませんが、そうした中でも、明るい未来が開けていることを信じて、実効性のある施策を計画、展開していくことが、私に課せられた責任であると考えているところでありますので、議員各位におかれましては、さらなる、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、初めに、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

報告第2号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。後期高齢者医療保険料普通徴収分の確定による増額により歳入歳出それぞれ361万6,000円を追加し、予算の総額を1億9,237万6,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第3号、損害賠償の額を定め和解することについてであります。去る2月11日、

役場本庁舎駐車場で発生した、公用車の車両への接触事故に関し、相手方と和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第4号、南部町町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、消費税率の引き上げ時期が変更されたことから、軽自動車税のグリーン化特例の一年延長後に導入することとしていた「環境性能割」の導入時期を延期することなど、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第5号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を延長するとともに、賦課徴収の特例に係る規定を整備するほか、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限が延長されることなど、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第6号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてであります。地方消費税交付金や、特別交付税の確定による増額などにより歳入歳出それぞれ1億8,643万9,000円を追加し、予算の総額を105億4,932万円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象世帯を拡充するもので、被保険者1人当たりの計算の基準額が、5割軽減では5,000円、2割軽減では1万円拡充されたことから、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等特別措置の適用期限を、平成31年3月31日まで延長するほか、適用事業から「情報通信技術利用事業」を除外し、「農林水産物等販売業」が追加されることから条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第9号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の取得期限の起算日である産業集積の形

成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意の日の期限が、平成30年3月31日まで、1年間延長されることから、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第10号、平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び、報告第11号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第12号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。平成28年度の経営状況を説明する資料としまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第54号、南部町監査委員の選任についてであります。監査委員1名の任期満了に伴い、適任者1名を選任したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。委員として選任する方は、

住所、南部町大字沖田面字南本村62番地1、氏名、山口裕貢氏、昭和23年3月31日生まれ。任期は平成29年6月7日から平成33年6月6日までの4年間であります。

山口氏は、人格、識見とも優れており、適任者と認め、引き続き監査委員として選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第55号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町消防団南部第2分団屯所の移転新築に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号、南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。医療センターで診療を行なっている歯科医師から、平成29年4月末日をもって、診療を終了したい旨の申し入れがあったことから、少ない患者数で推移している状況や医療センター周辺への民間歯科医院の開業などを踏まえ、歯科の診療科目を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号、財産の取得についてであります。配備してから22年弱が経過し、老朽化した南部町農林漁業体験実習館チェリウスの、利用客送迎用のマイクロバスを更新するための購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,059万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ96億9,059万1,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、青森県未来を変える元気支援事業費補助金の採択を受け、達

者村PR事業のさらなる拡充のほか、横浜市栄区との交流事業の充実・強化を図る経費として204万1,000円を増額したほか、道路除雪車両一台の更新費用として655万1,000円を計上。

また、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト助成金の採択を受け、文化財保護費に「南部学研究会」の開催費用188万6,000円を計上したものであります。

次に、議案第59号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ87万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ29億4,455万1,000円とするものであります。

補正要因といたしましては、前期高齢者納付金を算定する加入者一人あたりの負担調整額が増額となったことから、同納付金を87万5,000円、増額計上したものであります。

次に、議案第60号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ167万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億6,547万9,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、南部病院部分の解体に伴い必要となる、消防設備など、設備修繕費用として167万9,000円を増額計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第5、議案第54号、南部町監査委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。本案については会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第54号を採決します。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第54号は、同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。
6月6日は午前10時から本会議を再開します。
本日はこれで散会します。ご協力ありがとうございました。

(午前10時26分)

平成 2 9 年 6 月 6 日（火曜日）

第 7 4 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第74回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月6日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 当町における農地、農道及び集落並びに関連農業用施設にかかわる整備事業の現状と今後の取り組みについて
2. 八戸圏域連携中枢都市圏で取り組む八戸都市圏移住コーディネーターについて
3. 各種予算に計上される委託事業の精査・検討について

1番 松 本 啓 吾

1. 南部町における耕作放棄地の現状と今後の取り組みについて

4番 坂 本 典 男

1. 工藤祐直町長の政治姿勢について

3番 夏 堀 嘉一郎

1. 自然災害の防災対策について

16番 川守田 稔

1. 町内小中学校におけるいじめの実態について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君

11番 夏堀文孝君

13番 根市勲君

15番 馬場又彦君

12番 沼畑俊一君

14番 工藤幸子君

16番 川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤祐直君	副 町 長	坂本勝二君
総 務 課 長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税 務 課 長	金野貢君	住民生活課長	赤石裕之君
健康福祉課長	福田勉君	農 林 課 長	東野成人君
商工観光交流課長	久保田敏彦君	建 設 課 長	川村正則君
会 計 管 理 者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐々木大君
老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君	市 場 長	中野弘美君
教 育 長	高橋力也君	学 務 課 長	中村貞雄君
社会教育課長	佐々木高弘君	農業委員会事務局長	松橋悟君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中里司	次 長	夏坂由美子
総 括 主 査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第74回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようにお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。6月定例議会は新年度初めということで、職員の異動もあり、また、理事者席も新たに加わった方々もおりますので、心を新たにして質問をしてみたいです。

私は今定例会に臨むに当たり、本町の基幹産業である農業の政策の中でも、特に農業生産の基盤づくりや農村地帯の生活環境の向上など、町民がより働きやすく、生活しやすい空間を創造する事業として進められている農業農村整備事業の今日までの取り組みと今後の重点事業として考えられる政策について、また、八戸圏域連携中枢都市圏で取り組まれる八戸都市圏移住コーディネーターについての当町で考えられる活用と課題について、並びに、毎年予算等に計上される委託事業に対する基本的考え方等を中心に、通告に従いまして順次質問してまいります。

初めに、農業農村整備事業についてであります。

各自治体では、政策の実現のために整備事業を導入し、農地、農道、集落道等を中心に農業生産の基盤づくりや農村地帯の生活環境の向上に取り組んでいるところであります。当町でも各種事業を的確に導入し政策を実施しており、基幹産業の育成に成果を上げていることはご承知のとおりであります。

全国の自治体で取り組んでいる事業を調査しますと、農業生産の基盤づくりや農村地帯の生活環境の向上のために積極的に該当する整備事業に取り組みをし、成果を上げているようです。当町でも、圃場整備事業や中山間地域総合整備事業が現在取り組まれているわけですが、今後も積極的に各種の農業農村整備事業は継続した取り組みが重要政策であるとの思いから、次のことを質問いたします。

1点目は、現在の県営整備事業の進捗状況と完成目標についてお尋ねいたします。

2点目は、新規または継続事業としての重点政策について、どのように考えているかお尋ねいたします。

次に、八戸圏域連携中枢都市圏で取り組みを進める事業についてお聞きいたします。

この3月、正式に八戸圏域連携中枢都市圏の形成に合意しスタートしたわけですが、各自治体の権限を保ちつつ地域活性化を図る政策であり、大いに期待するところであります。取り組みを進める23施策、64事業の中で、我が南部町町民にも効果的、有意義に事業が展開されることを願うものであります。

その中で、町村の移住にかかわる情報を収集、発信するほか、首都圏などで開催するセミナーの企画、運営にも携わるコーディネーターの配置がありました。そのことから、次の質問をいたします。

八戸都市圏移住コーディネーター業務にかかわり、当町での考えられる取り組みと活用についてお尋ねいたします。

次に、各種予算に計上される委託事業にかかわりまして質問いたします。

政策を進める上で専門的な知識を必要とする事業、または、自治体が直接実施するには多額の設備投資の費用が必要となる事業や、地域活性化のために、または組織の育成の目的で事業を立ち上げ、特定の組織団体に委託をし、事業を展開する等のさまざまな委託事業があると思います。

計上予算の数字を見ますと、毎年約6億円が委託事業の予算として計上されております。毎年繰り返されている項目もあります。中でも工事等にかかわる測量、設計、計画管理等の委託事業は、約2億円に及んでおります。また、各種システムの保守、改修業務等は全て委託され、ほかの自治体でも事業完成後の職員のチェック機能が追いつかず、トラブルが発生している事例もあ

るとお聞きいたします。チェックできる職員の育成もまた重要な課題だと思います。

当町の委託事業も毎年実施されているわけですが、特に地域の活性化のためや組織の育成の目的等で実施していると思われる委託事業は、委託先や期間等、目的を明確にしながら進める必要があると思います。そこで、次のことについて質問いたします。

当町における委託事業の運用と精査、検討または見直し等はどのように検証されているのかお尋ねいたします。

以上、当町の整備事業の推進にかかわる問題、また、中枢都市圏の事業に町としてどのように取り組んでいくべきか、並びに政策推進のための委託事業等、3項目にわたり質問してまいりました。町長並びに担当者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の現在の県営整備事業の進捗状況と完成目標についてでございますが、当町では現在、県営で中山間地域総合整備事業とその他の農業農村整備事業が実施されております。

初めに、中山間地域総合整備事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

この事業は、県営南部町地区中山間地域総合整備事業として平成22年度に国から採択を受け、平成27年度事業完了の計画でしたが、県の2回の事業計画変更により、平成30年度を完了目標年度として実施しているものでございます。

事業の全体の内容といたしましては、農道14路線約9,900メートル、集落道4路線約3,600メートル、農業用排水路1地区約550メートル、街路灯2地区30基、総事業費21億400万円で整備されているものでございます。

28年度末の進捗率を申し上げますと、農道につきましては平成28年度末までに14路線のうち8路線が完了済み、残り6路線のうち29年度までに4路線が完了、2路線は30年度に舗装工事を行い、事業を完了する見込みとなっております。

次に、集落道につきましては、4路線のうち28年度までに1路線が完了済み、残り3路線のうち29年度に1路線が完了、2路線は30年度に舗装工事を行い、事業が完了する見込みとなっております。

次に、農業用排水路についてでございますが、1地区が26年度に完了しております。

街路灯につきましては、2地区が30年度に着工・完了の予定となっております。

中山間地域総合整備事業全体の進捗率は、事業量ベースで約90.5%、事業費ベースで約90.7%となっております。

次に、中山間地域総合整備事業以外の農業農村整備事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

事業の内容といたしましては、経営体育成基盤整備事業、いわゆる圃場整備でございますが2地区、圃場整備調査計画等事業1地区、通作条件整備事業1地区、ため池等整備事業1地区のほか、夏坂ダム、花木ダムの無線設備更新のための農業用施設等災害管理対策事業1件を実施しております。

このうち、は場整備調査計画等事業につきましては、平成30年度に担い手育成基盤整備（名川第2工区）の新規採択に向けての調査計画事業となっております。

平成28年度末の各事業の計画年次と進捗率は、県営体育成基盤整備（圃場整備）につきましては、地引地区が計画年次平成23年度から平成30年度、進捗率75%でございます。小泉地区では計画年次平成27年度から平成31年度まで、進捗率は68%となっております。圃場整備調査計画等事業につきましては、名川第2工区分で調査計画年次、平成29年度の単年度計画となっております。なお、名川第2工区の計画年次は、平成30年度から平成35年度の6カ年計画となっております。

通作条件整備につきましては、通称八戸広域農道の舗装の打ちかえで、計画年次、平成25年度から平成32年度まで、進捗率は現在42%となっております。

次に、ため池等整備につきましては、穴久保地区で計画年次、平成27年度から平成30年度まで、進捗率は58%となっております。

農業用施設等災害管理事業につきましては、夏坂ダム、花木ダムの無線設備更新で、計画年次、平成28年度から平成29年度まで、進捗率は57%となっております。

次に、2点目の新規または継続事業としての重点施策についてお答え申し上げます。

当町の農地、農道、集落道、農業用施設等につきましては、これまでに県営事業や町が事業主体の事業等により農業農村整備事業管理計画を策定し、順次、整備を行っているところであり、この管理計画が国で新規採択する際のベースになるものでございます。

町の基幹産業は農業でございます。今後におきましても、地域住民の皆様とともに農業農村整備について重要度、費用対効果、財政状況、その他、実情を考慮した上で各種事業の新規または継続事業の判断を行い、町にとって最も有利な補助事業等を活用しながら引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、八戸圏域連携中枢都市圏で取り組む八戸都市圏移住コーディネーターについてお答え申し上げます。

八戸圏域連携中枢都市圏の連携協約に基づき推進する事業の1つに、移住・交流推進事業がございます。この移住・交流推進事業の中の1つとして移住コーディネーターの配置という項目があり、八戸圏域外の移住希望者に対してきめ細やかな情報発信を行い、圏域市町村への移住を希望する方に対しての相談窓口を設置、移住者受け入れ体制の構築と強化を図ることを目的として、ことし4月から特定非営利活動法人プラットフォームあおもりへ委託し、1名を八戸市役所内に配置しているところであります。

主な事業内容は、八戸圏域内の市町村を対象とした移住希望者への対応、受け入れに関する各種情報の収集、インターネット移住ポータルサイトの運営や構成市町村への先進地事例への情報提供を行うほか、首都圏での移住セミナー開催に係る企画運営及び移住希望者のニーズに応じた移住定住につながる方策の企画・事業の実施などを行うこととし、平成29年度から平成33年度までの5カ年取り組むこととしております。

なお、この事業に係る経費は、連携中枢都市圏振興基金の充当を見込んでおります。

構成市町村個々への取り組みに関しましては、移住受け入れに関する各種情報の収集や圏域内関係者へのネットワークづくりに取り組むこととしております。おのおのの市町村で予定している移住促進に関する事業などについては、企画・運営に関しては直接かかわらず、アドバイスや情報発信などの支援を行うこととなっております。また、我々構成市町村は、移住に関する各種情報の提供、首都圏で開催する移住フェアなどへの共同参加となります。

町としましては、子育て支援などの施策や宅地分譲に関する情報提供のほか、移住を検討している方を対象に、一定期間、町内の環境、雰囲気や日常生活を実際に体験してもらうこととして整備しましたお試し住宅の活用を図るための情報の発信や、企画などについてアドバイスをいただくなどを考えております。

移住・定住対策を南部町だけで取り組むのではなく、八戸圏域で連携して取り組む事業は積極的に活用して、移住促進の交流に向けた取り組みを実施していきたいと考えております。

次に、各種予算計上される委託事業の精査・検討についてお答えを申し上げます。

町では、直接、町が事業を行うより費用などの面で効率的であったり高い事業効果が得られる事業につきまして、各種団体等に委託して実施しているところであります。

具体的に幾つか申し上げますと、健康福祉課で所管している事業としましては、南部町社会福祉協議会に委託している外出支援サービス事業などの高齢者の在宅事業、その他の社会福祉法人

に委託している障害者相談事業などの障害者総合支援法による事業、町内外の医療機関や八戸市医師会等に委託している健診や予防接種事業などがございます。

これらの予算につきましては、利用実績や県の基準をもとにしましてそれぞれの委託先と翌年度の事業内容について協議を行い、複数の町村に共通する事業につきましては町村間での協議を経て予算を積算しているものでございます。

また、商工観光交流課が所管している事業といたしましては、達者村モデル事業の推進のため各種団体に委託している事業、観光協会に委託している観光イベント事業、健康増進センターへの指定管理などがございます。

これらの委託料の精査・見直しについてであります、健康福祉課と同様でございますが、これまでの実績や決算見込みを参考といたしまして関係者と協議を行い、担当課において事業の見直しや新しい取り組みを検討し、予算を積算しているものであります。

議員のご質問は、単に委託料を同額計上することなく、精査、検討、見直しをすることにより、惰性で事業を実施することなく、さらには経費を削減することができるのではないかというご指摘であると受けとめておりますし、まさにそのとおりであると考えております。

南部町観光協会へ事業を委託しております環境イベントを例にとりご説明しますと、来場者から十分に楽しんでいただけるように担当課の職員が観光協会の会議やそれぞれの実行委員会の話し合いに出席し、来場者数、アトラクション等の内容や関係者の意見を聞き、経費は抑えつつもよりよいイベントになるよう予算に反映しているところでございます。新規イベントにつきましては、そのイベントが町の情報発信、来場者や関係者を含めた町民の元気につながるものなのか、その内容でどんな効果が得られるのかを検討し、事業が妥当であるか判断しております。

今後も、委託事業につきましては委託する目的と実績、効果を常に精査いたしまして、町は委託先に任せたらそれで終わりということがないように担当課がしっかりと内容を把握し、よりよい事業の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今の最初の農業整備事業については、引き続きこれからも取り組んでいくということですが、一番私が中心的に考えまして、中山間総合整備事業が二、三年延びましたけれども、30年で一応今の計画は終わるということで、まだまだ地域によってはさらに引き続きお願いしたいという要望が大分ありますから、ぜひ、圃場整備はそれぞれの地域によって

限定される圃場整備になりますけれども、中山間総合整備事業は各種にわたっています。農道、集落道、それからいろいろな設備等にもかかわる問題ですので、ぜひこの辺は引き続きですね。町長の答弁にありましたから安心しましたけれども、切れ目なくぜひ引き続き検討をお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

それから、コーディネーターの件です。

南部町でも、住宅まで造成して若者対策、それから定住対策等を今進めているわけですが、一番、有効にぜひこれは利用すべきだと思いましたから、64事業の中からこの問題を取り上げてみました。

ただ、職員が1名ということで、各自治体の売り込みによっては偏ったこの方の仕事になってしまいますと、せっかく町でやろうとしてもなかなか効果が上がらないということにならないように、ぜひここは担当者にも、いろいろな作戦を考えて、押したり、引っ張ったり、横から押したりいろんなことをしながら、南部町のよさというものをぜひこの担当者に十分にわかってもらうように、町に来てもらう、また、そういうこともやるべきと思います。その辺についての具体的な町で今考えていることがあれば、これは再質問でお聞きします。ぜひこれは活用してやっていただきたい。国でも、ユートリーに派遣、事務所を設けて、各町村を回っていろいろなまち・ひと・しごと創生の事業等も調査するというものですから、積極的に各担当者は売り込みといたしますか、をしながら、南部町のよさというものをぜひ引っ張り出してこういう活用に生かしていただきたいと思いますので、具体的に今考えていることがあればその辺をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは委託事業です。

私がどうしてこの問題を取り上げたかといいますと、何しろ毎年、繰り返されているということがあったものですから。その中で、委託事業の、例えば書類をまとめるという委託事業であれば成果表が上がってきます。それに対して、町の職員がどこまでどういう形でチェックしているかということが一番大きな問題になると思うんですよ。チェックするためには、そうした委託先の業種と同程度の知識を持たなければなりません。でなければチェックできません。上がってきた、こうですと、はいそうですかと受け取るだけになりますから、これはいろいろな問題が出てきます。ですから、どういう形でその基本をやっているかというのが一番私は問題だと思いますので。いろいろ職員の研修もされているようですから、全てについてわかるようにはなっていると思いますが、そのチェックの方法をどのようにしているのか質問します。

それから、相手先の見直し等というのをどういう形で今までやってきたのか。見てみると、ず

っと同じところを出しているんですよ、同じところへ。まあ町内会の指定管理者みたいなものは、これは町内会ですからこれは決まっていでもいいんですけれども。

後で、あす、それこそ公社の問題が出されますとそのときには質問しようと思いますけれども、5年前に民間の力をかりようということで、公募して委託先を変えようとしたことがあります。その後、また、途中でそれが実現しなかったということで、また同じ状態で今になっています。もう契約の3年間、今年度で終わりますけれども。その辺がどういう形で検討に入っているかということも、これはあしたのほうがいいかと思います。きょう、この答弁は要りません、あした聞きますから。

ですけれども、どういう形で委託先、委託状況というのを、これは各自治体で問題になっています。同じところに同じような形で委託する、これは問題があると、精査すべきだというのが出ていますから、改めてこの辺はどういうチェック方法をしながら、相手先の見直し等、どういう検討をされているのか、そういうことをぜひお答えいただきたいと思います。

それから、この委託事業の中で庁内で本当にできないものなのかどうか。庁内の職員で、自分たちの力でできるようなものも委託しているのではないかという私、1つの懸念があります。特に問題になります、例えば測量とか設計とか管理業務というのがあります。もちろん、大きい工事になりますとそういう専門業者、測量会社、その他に委託する。それから、もう一つは、地域にそういう会社があって、そういう会社を育成したい、そういう事業を活性化させたいという目的で、全て測量とか管理とかそういうものを外注にして、そのかわり、その会社そのものが町として必要な企業になってもらいたいというのであれば、そういう趣旨でやっているのならこれはいいんですけれども、そうでなければ、やはり委託する中に、精査してみて庁内でできるものがあるんじゃないかと私は思ったものですからあえてこの質問をします。

ですから、その辺は、できないのかですね。今の職員に対しては、人が減らされている関係でもう無理ですと、これ以上専門的に、例えば測量士の免許を持った人でない、一級管理技師の資格を持つのは無理なんだと、町では到底そういうことはできないということであれば、これは委託しかないと思いますけれども、そういう職員の向上のための研修、そういうことも必要だと思います。ですから、前の定例会で申し上げましたけれども、例えば「変更、変更」っていったときに知識がなければ、言われた委託先の意見を聞くしかないんですよ。自分たちの力、能力がそれだけあれば、それをまた再チェックできるということは私はぜひ必要だと思いますので、その辺について考えがあればご答弁いただきたいと思います。

それから、システム改修、これも各自治体で今、問題になっています。相当な金を委託しよう

として予算計上しなきゃいけない、専門家に頼まなきゃいけない。ただ、問題は、その中でいろいろ調べてみましたら、相手は商売です。必要ないものまでソフトに、プログラムに入れて、これだけだと出されると、それをそのままのみにする自治体もあるということなんです。ですから、そういうチェックできる職員もやっぱり私は育てなきゃいけないんだろうと思います。ですから、その辺について、こういうものに対する町の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、最後に、今までも例えばイベントでも何回も私は問題にしてきましたけれども、繰り返しじゃなくて、例えば観光協会にそれだけのノウハウを早く、経験と実績があるんですから、やろうと思えばできるはずなんです。そういうものをただただ毎年繰り返すのではなくして、相手を育てて、そこに今度、事業はそこで発案してもらおう。それに対して町で、それは補助金を出す、協力するのはいいでしょうけれども、そういうふうにしてつくり上げていくことが私は必要ではないかと思いますので。今委託している先を検討して、それは本当に庁内でできないものなのか、それとも育成のための施策というのも町でも考えて、育てたならばそこに任せるという委託事業があってもいいと思いますので、その辺についての考え方をお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、私からお答えして、必要に応じて担当課長等からも答弁させたいと思います。

まず、道路関係につきましては、まさにまだまだ道路要望が多い状況でございます、この中山間地域総合整備事業は、平成30年度までの事業で行う。恐らく新たな事業名で国のほうも同じような内容の事業が出てくると思ってございますので、また、次の新たな事業において、当町に該当するものはしっかりと計画を立てて行っていくということでございます。来週12日、急遽、私も県の道路利用者会議の会長をやっているものですから、代表して総務省、まさにお金を握っている主計局の次長さんとアポがとれまして、直接、道路予算について、県内全体、また、当町の道路状況について状況を説明するアポがとれましたので、そういう機会ですっきりとまた訴えていきたいと思ってございます。

それから、コーディネーターの件でございますけれども、まずは1名で行って、今後、状況に応じて、2名にしたほうがいいのか、これはまず、ことし1年目でございますので、まずは取り組んでみてからということになると思います。それと、大事なものは、それぞれの町村、我が町もそうでございますけれども、先般の課長会議でも私からも言いました。お試し住宅を建設したの

で満足するのではなく、その後に、やっぱりここに、南部町に住みたいと思ったときに、いわゆる宅地なり中古物件なりそういうものを提供できる状態にしておかないと、ただお試し住宅に入ってまた帰るだけということになってしまうので、同時進行で考えてくれということを課長会議でも指示しております。

次に、委託関係でございますけれども、細部にわたってはまた、健康福祉課、商工観光、2課ぐらいからは課長から答弁をして、どういうふうに取り組んでいるか見直し等を含めて答弁させたいと思っております。

その中で、今言ったように測量関係でございますけれども、結論から申し上げますと、町村で測量職員を採用するというのは非常に難しいだろうと思ってございます。職員、議員もご承知のことと思っておりますけれども、81名減らしてございます。そういう中で、専門的な職員をまたふやすと新たに一般行政職を減らさなければならない。やはりここは、資格を持っているそういう業者さんにやはりお願いしていったほうがいいのではないかとというふうに考えてございます。

以前、一級建築士の職員募集を何年かかけました。残念なことに希望者は、応募者は1名もないということで、我々もできるだけそういう職員も配置してというふうに考えて取り組んでおります。ただ、なかなか一級建築士となると小さい町には難しいのかなと。二級建築士等も考えたりしましたがけれども、現在はそういう採用は行っていないということで、県とか大きい市であれば専門職員を雇えるんでしょうが、我々地方、小さい自治体におきましてはなかなかそういう専門職、測量に関しては毎年、仕事量はあるんでしょうが、建築に関しては一時、募集をかけたんですけれどもその後取りやめた経緯は、しょっちゅう一級建築士がしなければならない仕事が365日あるわけでもない、そういうのもありまして今回は採用していない状況でございます。

また、システム改修でございますけれども、我々も課それぞれに委託するのではなく、まとめた中で、集約した中で発注したほうが安価にできるだろうということで、そういう取り組みもしてございます。それとまた、職員の中にはそういうコンピューター会社に勤務していた職員も採用になっている職員がいますので、現在はそういう職員が庁舎内のことについて中心となって取り組みをしてございます。

ただ、健康福祉課等々、そういう部分の医療関係に関する部分のシステムというのは非常に複雑な部分がありまして、それを職員でやるとなると相当な、労力だけでは済まない、そういう現状でもございます。ですから、民間でやって安心できるほうが、そちらの方向でやっていったほうがいいのではないかと考えてございます。

最後に、イベント等につきましては、やはり常に精査を行うことが大事でございますので、そ

こはやはり、去年行ったものをことし行う前に精査するのではなく、熱がまだ冷めないうちに、終わった時点で反省を踏まえて改善していくということが大事なかなと思っていますので、そういう部分はそれぞれの関係する課にまた周知徹底して取り組んでいくように指示してまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 先ほどの件で観光協会というお話が出ましたので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、議員の先ほどのご質問の中にありましたとおり、地域活性化の部分での委託でございます。これは当然、去年やっているからこしもやるという、単純にそういうことではなくて、先ほど議員のご指摘にもありましたとおり、目的を明確にして事業委託をしているものでございます。

具体的に申し上げますと、我々は総合振興計画の目的を達成するために事業を行っていることでございますので、その中で、何をやるにしましても、さまざまな施策を行っていく上で、まずは町民が元気であること、これが一番重要だと思っております。そのための、観光協会に対しましてはイベントのご委託をさせていただいているということでございます。

まず、先ほどの話の、議員はさまざまなイベントに来ていただいておりますので実際、現場をご承知のことと思っておりますが、関係している地域の皆様、そして関係者の方々は本当にイベント、お祭りを実施するために一生懸命頑張ってくださいしております。そういう中におきまして、観光協会を運営する中でも、確かに観光協会を育てていくといいますか、育成していくということは大変重要なことだと思っております。最近でありますと、法人化という動きも他の町村ではありますので、やはりそのようなことももちろん見据えながらも、育成することも重要だと思っておりますが、やはりそれだけにとどまるのではなく、我々関係する職員が任せっ放しではなくて一緒に取り組んで盛り上げていく、そして観光協会も動いていく、そのような形をつくり上げるようにこれからも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 先ほどの町長の答弁の中でも健康福祉課の委託事業に触れましたけれども、健康福祉課の福祉の部門につきましては、ほとんどが法律等々にのっとったサービスを委託してございまして、その委託先が、先ほど町長が言った南部町社会福祉協議会を初め、それ以外の社会福祉法人に委託している事業がほとんどでございます。委託事業の内容がほとんど福祉関係のサービスということで、どうしても社会福祉法人に委託せざるを得ないわけですが、仮に社会福祉法人以外の民間の事業者といいますか、そちらでも福祉のサービスが可能であるということなのであれば、今後、この単価でできるとか、そういう等々を検討しながら、現在の委託先でもなく幅を広げていくのも可能ではないかと考えてございます。

また、保健部門につきましては、どうしても医療機関、それから医師会等に委託してございます。中身が検診とか予防接種事業で、どうしても委託先は医療機関、それから医師会等々になってございますので、ここに関してはこれはいたし方ないのかなとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） チェック体制等々のほうでお答えしたいと思います。

まず、現場での確認・精査など、実際に足を運んでの状況確認、現場の写真確認をするなど、徹底することが重要と考えております。また、先ほど答弁でもお話ししたとおり、任せっきりでなくて、内容を精査、整理するなど、まず、職員も高い意識を持って対応するということが重要だと思っております。

実施に向けた設計、測量等については、民間のコンサルや青森県の建設技術センターなどに委託しているというのが主であると理解しております。ただ、工事の変更手続などさまざまな事務的なものは、まず、経験のある職員がおりますので、わからないところは課を越えて相談するなど横断的に連携しながら事業を進めていきたいと考えております。維持あるいは修繕的な工事とか道路事業、あるいは舗装の新設事業等は、施工管理については担当課の職員が直接、委託することなく事業を進められていると理解しております。これらに係る専門研修とか県で行われる説明会などにも参加して、経験値を高めて事業目的を達成するために進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 移住コーディネーターにつきまして、若干補足させていただきます。

町の単独事業としまして、今年度、PR用のパンフレットを作成する予定でございます。そちらのほうは、町の見どころとか子育て対策、高齢者対策を網羅しましたパンフレットを予定しておりまして、こちらのほうを最終的にはコーディネーターの方から、見てもらいまして助言をいただきたいなというふうに考えておりますし、今後の事業を展開していく上でどのような事業が適切で効果があるのかということの助言もしていただきたいなというふうに考えております。

コーディネーターに関しましては、とにかく町のほうからは情報関係は積極的に開示します。お知らせしまして、コーディネーターのほうからも、そちらのほうで持っている情報を、新しい情報をどんどんいただきたいというふうに考えておりまして、そのことは本人には直接、お話ししておるところでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今いろんな、担当課長からも答弁ありまして、総務課長から、庁内でできるのはそれぞれ情報交換をしながらやっていくということですから、少しでも、委託というのはどうしても外部に金が流れてしまうものですから、私は庁内でできるというか、役場内でできることはできるだけ自分たちでやりくりしながら、どうしてもだめなものは、先ほど町長が言ったように、専門的なことはやっぱり任せたほうが安心ですし、経費も入札制度でやればそんなに無駄な金はないというのは、それは私も委託は全てだめというつもりで言っているんじゃないでしょうか。必要なものは必要だと思うんですけども、もう少し、庁内で委託しなくてもできるものがあるんじゃないかという気持ちがあったものですから。

特に、軽微な測量その他というのは、職員もプライドがあると思いますよ。建設課の職員は、自分が測量くらい、現場に持って行って、測量して、図面書いて、これだという職員があっても私はいいと思うんですよね。それぐらいの、昔はそういう時代もあったはずですよ。自分たちが測量機械を持ち込んで、現場に行って、自分が図面起こして、積算して、入札かけるという職務も昔はあったはずですから。それは今求めるのは酷かもしれませんが、ぜひできることは庁内でやりくりしながら。

もう一つ、本当に今委託されている事業が1つも、委託事業から、どこかの課長が、いや、私のところはこれを委託しないでやりますという課長がいるかと思ったら、それはないんですか。全部、今委託事業として計上されている事業は、今まで考えた中でどうしても委託に頼らざるを得ない事業なのか。その辺はもう少し検討してみてもらいたいんですが。どなたか、いや、これは委託しなくても自分のところでやりくりできそうだというのが何かあれば、そういう答弁もあれば欲しいんですが。質問します。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） できるだけ、やれる部分は我々も職員でやるということで。以前、計画策定、そういうときに、今まで委託していた部分を職員で作成してやったこともございました。また、総務課長、以前総務課にいたときには、防災計画、こんなに分厚い、あれは職員、課長1人というか、担当職員ということで、そういうこともやっております。中館議員おっしゃったように、できる部分、全てというわけにはどうしてもいかないわけでございますけれども、職員の頭数もございますので。そういう部分は職員、課長会議でもそういう意識は持って協議したりもしてございます。今後も、議員おっしゃったように、そういう中でできるのはどういうものがあるかという部分は、常に頭のほうにしっかり刻みながら取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 先ほど言いました測量等につきましては、現在はかなりデジタル的なものの測量ですので、昔から行われてきました小さな災害等であれば、平面図及び横断図等、それらについてはまだできるというような職員はおりますので、それらについてはできるというような考え方を持っています。また、検査においても、それらの職員がレベル等での高さの検査等はやっておりますし、職員の中ではそういう程度のものはやっているし、また、検査するというか、工事を発注する側の職員として、それらをみとどりする高度な技術を習得するのが私たちの仕事ですので。また、全部が測量とかそういうところに行くよりも、常に変わってくる設計基準等をきちんと把握して、それらが、適切な工事ができているかということを目標にしております。また、補助事業等で大きな工事で5年間でやる場合につきましても、積算等は設計図書をそ

れぞれ毎年できる分を職員がきちんと積算しておりますので、できる分は外注発注ということではなく、それらをもとに職員はやっていますので。

ただ、建設課の職員も全てその中にいるというわけではなく、いろんな仕事を覚えなければなりませんので、何年かではかわりますので、それらを十分、課で伝えながら、技術を磨きながらという形でやっておりますので、できる分は建設課のほうでも十分やっているというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで休憩します。

（午前10時52分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時5分）

.....
○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

1 番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1 番 松本啓吾君 登壇）

○1 番（松本啓吾君） おはようございます。

今回、私は南部町における耕作放棄地の現状と今後の取り組みについて質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

現在、少子高齢化が進み、農業の若者離れはとまらず、農家の高齢化をとめられる状況にないことから、全国的に見て農地の面積は年々減っており、さらに耕作放棄地の割合がふえています。

農地とはいえ個人所有の土地である以上、所有者の意思で破棄することも自由であるはずですが、ところが、農地が耕作放棄されて問題となるのは、放棄された土地よりもむしろ周辺の土地に影響が及んでしまうことにあります。耕作放棄地では雑草や害虫がふえ、周辺の農地に影響をもたらします。雑草や害虫には境界がなく、幾ら自分の農地を適切に管理していても近くにある耕作放棄地から無制限に雑草の種や害虫が飛散して、歯どめがかからなくなってきます。

また、中山間部で著しい影響を受けるのが、中山間に生息する鳥獣による被害です。中山間部の農地は人間の活動範囲として動物の侵入に一定の役割を果たしており、耕作放棄地が増加する

と野生動物の活動範囲を広げ、緩衝地帯がなくなった集落に餌を求めてあらわれるようになってしまいます。事実、鹿や熊のように凶暴性を持つ動物が集落にあらわれてニュースになるケースもふえてきたように感じます。

また、不法投棄は中山間部の一見使われていない土地が多いようです。耕作放棄地が原野化し、人の気配がないとなれば、なお一層不法投棄されやすくなります。

このように、耕作放棄地にはいろいろな問題があるため、国は点在する耕作放棄地を意欲のある担い手に集約し、農業の国際競争力強化や自給率アップを目指し、農地制度の改革を本格化しています。死亡などにより所有者が確認できない土地を積極的に貸し付ける制度も動き始め、3月には青森県が知事裁定を出すなど制度の活用が広がりつつあります。

南部町において、「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に、「基幹産業である農業を中心に、若者の活躍の場を創造し、産業振興を図る」とありますが、現在の南部町における耕作放棄地面積と耕作放棄地率はどのくらいでしょうか。

また、その中でも、雑草を刈り耕せば耕作が可能になる農地、直ちに耕作はできないが整備を進めれば耕作可能な農地、長期間の放棄で農地への復元が困難な農地、それぞれの耕作放棄地面積、耕作放棄率はどのくらいか、よろしくお願いします。

また、政府が進める農業改革の1つである農地中間管理機構、いわば農地番地への南部町での現在の取り組みや、今後、耕作放棄地を減らし有効活用していくための取り組みは何かございますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員のご質問にお答え申し上げます。

南部町における耕作放棄地の現状と今後の取り組みについて。

まず、1点目のご質問の、現在の南部町の耕作放棄地面積と耕作放棄率はどのくらいかというご質問でございますが、昨年9月の第70回定例会で久保利樹議員から同様のご質問にお答えしたものと同じ値となりますが、国が5年ごとに行っている農林業センサスの最新版で2015年農林業センサスによりますと、南部町の農地面積は4,314ヘクタールで、このうち耕作放棄地面積は654ヘクタールであるとなっております。

また、この耕作放棄地の中でも、雑草を刈り耕せば耕作が可能になる農地、直ちに耕作はできないが整備を進めれば耕作可能な農地、長期間の放棄で農地への復元が困難な農地について、それぞれの耕作放棄地面積、耕作放棄率はどのくらいなのか、わかる範囲でという点でございますが、町では、耕作放棄地のうち農地として再生が可能か困難かの2つに分類して調査しております。農林業センサスで示されている耕作放棄地面積は654ヘクタールですが、このうち、町が調査により現地の状況を把握している面積は213ヘクタールで、雑草を刈り耕せば耕作が可能になる農地と、直ちに耕作はできないが整備を進めれば耕作可能な農地を合わせた79ヘクタールが再生可能な農地となっております。

また、長期間の放棄で農地への復元が困難な農地は、134ヘクタールが再生困難な農地となっております。

次に、2点目の政府が進める農業改革の1つである農地中間管理機構への南部町での現在の取り組みや、今後、耕作放棄地を減らし有効活用していくための取り組みについてであります、初めに農地中間管理機構につきまして簡単にご説明申し上げます。

農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手農用地利用の集積・集約化を推進するため、平成26年3月に、あおもり農林業支援センターが中間的受け皿となる組織である青森県農地中間管理機構として青森県知事から認可され、平成26年4月から、農地を貸したいという農家から農地を借り受け、農地の集積・集約をして経営規模拡大を希望する担い手へ農地を貸し付ける農地中間管理事業を行っている組織でございます。

当町における農地中間管理機構の利用実績は、平成28年度末の状況になりますが、農地の借り受け希望者は34名で123ヘクタールを希望しております。逆に、貸し出し希望者は50名で約20ヘクタールの農地が貸し出し希望地として農地中間管理機構に登録されており、希望倍率は6.2倍と高く、貸し出し面積が不足している状況にあります。これまでに貸し出し希望者24名分の約14ヘクタールの農地が、12名の借り受け希望者に基本10年の貸し出し期間で貸し出されております。

農地中間管理事業の利用は、農業就業者の減少や高齢化による農地の荒廃や担い手不足による生産基盤の脆弱化に歯どめをかけ、耕作放棄地の発生防止について大変有効なものと思っております。当町の基幹産業である農業の効率的・安定的な経営の確立と農村の活性を図っていくため、担い手の育成、農地の集積の推進、耕作放棄地の発生防止、新規就農者と後継者の発掘・育成・確保を引き続き進めていかなければならないと思っておりますので、そのためにも、特に耕作放棄地の対策といたしまして、今後も農地中間管理事業の周知と利用の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。

南部町においての耕作放棄地面積は654ということで、大体面積方にして15%ぐらいかなと思っています。空き家バンクと一緒に、農地バンクに関しましても、借りたいという方は多いんですけども、貸し出したいというところの面積が足りていないという現状があるなと思っています。全国的に見ても、耕作放棄地の面積は昭和60年に13万5,000ヘクタールだったものが平成に入ってふえ続け、平成22年で39万6,000ヘクタールとなり約3倍にふえてきました。先ほども話したとおり、農業の若者離れはとまらず、農家の高齢化をとめられない状況であります。現代では農家の子供が農家である割合は低く、相続した人が非農家であれば農家に転業しないと耕作放棄地になってしまう可能性が高くなります。

このようなことから、将来、耕作放棄地になるであろう農地、耕作放棄地予備軍への、先ほど町長が農地バンクを利用してそういったものの防止に努めていきたいということを話していましたが、何か具体的な施策等、今もし動きがあればご答弁願えればと思います。

よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 農地中間管理機構、これの利用につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりの数値でございます。その中で耕作放棄地、これが農地中間管理機構に貸し出された、登録された面積ですね、これが1万9,750ヘクタールが耕作放棄地ですが、中間管理機構へ登録された面積になっております。それで、借り手のほうなんですけれども、面積が大分多いんですけれども、借り手のほうも農地中間管理機構、農地を集約する段階で近くに農地が欲しいということで、耕作放棄地はどうしても敬遠されてしまうという状況になっておりまして、農地中間管理機構に登録されてから1年で農地中間管理機構では貸し出し登録された方に返却しております。返却された面積が1万6,080平米ですけれども、3月31日現在……。済みません、ヘクタールじゃないです、平方メートルです。申しわけございません。

3月末現在で耕作放棄地が登録されているのは、3,670平方メートルになっております。それで、農地中間管理機構の中に、耕作放棄地利用促進交付金というものがございまして、借り手希

望者があれば農地中間管理機構が簡易的に耕作放棄地を解消して受け手の方に返すという事業がございますけれども、借り手の方が耕作放棄地を自分みずからお金を出して農地を借りたいという希望者は、現在のところ一人も出ておりません。貸し出し希望者が耕作放棄地を解消してでも農地を拡大したいという希望者があれば、積極的に農地中間管理機構と協議をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありませんか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。

ちょっと単位の部分なのか、先ほど町長の答弁と数字がいろいろ違った部分があって困惑をしております。

最後の質問です。耕作放棄地の問題は、農業を基幹産業とする南部町において、土地を有効活用していく点でも、生産労働人口の減少を見据え、効率的な農業を目指す点でも重要だと思います。その一方で、非農家にとって宅地にできない農地は活用の幅が極端に狭く、固定資産税が安いからと割り切れるならまだしも、周辺への影響もあって、管理しながら見えない出口に悩む人もいます。それに対して、家庭菜園や週末農業のニーズをふえており、市民農園を提供するシェア畑というサービスを実施しているところもあります。

南部町においては、グリーンツーリズム事業の一環である達者村リレー農園や南部町ふれあい体験農園は大変すばらしい事業であると思いますので、これらの事業の宣伝、事業充実により一層力を入れていただきたいと思うとともに、ニーズが多くなった際には耕作放棄地を有効活用していければと思います。

また、新規で農業参入に対するハードルは多く、まず、農地の取得が難しいことがあります。したがって、最初は農家に農地を借りるなどして農業経験を積むしかありません。仮に農地を借りられたとしても、住居の確保、農業機械をそろえる費用、最初の収穫までの生活費など自己資金の問題は残り、数ある自営業の中でも初期投資が多いと聞いております。蓄えの少ない若年層が新規参入してこないのは、そうした性質に原因があると思われます。こういった人たちに農地バンクなどを利用した耕作放棄地の貸し出しができれば、また、前回の議会で話しました空き家バンクを並行して活用できれば、他地域よりも移住しやすい環境が構築され、魅力的な南部町になるのではないかと思います。

先ほどの答弁で町長がおっしゃっていたとおり、南部町に住んでみたい、南部町で農業を始めたいと思う移住を考えている人たちに向けた空き家や農業の活用方法を考えた南部町独自の取り組みを行っていただければと思います。

以上で質問を終わります。何かご答弁あればお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まさに松本議員からご質疑あった放棄地については、周辺への影響というのも非常にあります。農家の方々からも、やはり隣接している、また、近くに放棄地があつて大変だと、そういう情報も聞いております。我々も中間管理機構を中心としながら、また、管理機構だけに頼らずいろいろな情報を得ながら、農林課、農業委員会、そういうところへも発信していくことが大事だなと思ってございます。

ちなみに、青森市のご夫婦、今、南部町に住みたいと、実際アパートを借りて住んでおります。ご夫婦が南部町で農業をやりたいと、そのときに、農地の問題、また家屋、住まいの問題が、相談が私のところにありまして、何とか本人たちはぜひ南部町で農業をやりたいという夫婦でありますので、住まいの紹介等々、ただ、残念なことに、空き家はあるんですけれども、空き家を提供してもいいと、そういう人がなかなか出てもらえないという状況でありますので、今新築、リフォーム、その補助事業もあるわけです。今後、前にも一度お話ししたかと思うんですけれども、そういう空き家として提供したい、してもいいという方には、リフォームの改修率を少し上げて、1軒でも2軒でもそういう方向に目を向けてもらえるような、そういうことも考えていかなければならないなと思っております。我々も何らかの手を打ちながら取り組んでまいりたいと思いますので、また、いろいろな空き家等の情報がありましたら町のほうにもご紹介いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

次に、4番、坂本典男の質問を許します。坂本典男君。

（4番 坂本典男君 登壇）

○4番（坂本典男君） こんにちは。今回の一般質問の機会をくださいましてありがとうございます。そして、同士議員の皆様、馬場議長さんに感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、町長の政治姿勢について次の町長選に向けた決意について伺いをいたします。

工藤町長は平成18年2月、多くの町民の支持を得て初代南部町長に就任しました。現在、3期目であります。町長就任時から現在までを振り返りますと、平成18年4月、若年生活習慣病予防健康診査を皮切りに、平成19年新規農業者支援事業をスタートさせ、平成20年4月、多目的バス運行を開始し、町民の利便性を高めております。平成21年7月、学校給食センターを完成、平成22年1月、町民憲章を制定し、3月に南部公民館が開館しました。平成23年3月、南部地区に浄化センター完成、平成24年4月、子ども医療費助成事業をスタート、平成25年、26年で光ケーブル網の全町整備を行っております。6月、医療健康センターオープン、平成27年4月、小・中学生給食費の無料化、平成28年9月、買い物弱者支援事業を始めております。また、13地区の屯所を新築、13台の消防車両を導入、8地区の集会施設を整備しております。

そのほか、お試し住宅事業、町有地有効活用事業の宅地分譲を実施中でありまして、このように道半ばの事業も残っており、また、少子高齢化など諸課題も急務であり、当町におきましてまだまだ大切な時期が続くものと考えております。

このような中、南部町新時代へと町勢を発展させていくかじ取りは、工藤町長を置いてほかには考えられません。国が地方を見直す時代にあって、ぜひ工藤町長の力が必要であり、工藤町長の手で成功へと導いていただきたいのであります。私たち同志議員全員の工藤町長による町政を求める気持ちは強く、そして、工藤町長を全力で支え、ともに新しい時代を切り開いていく覚悟であります。私はここに多くの町民の声を代弁し、町長に対し、引き続き町政を担われんことを強く要請するものであります。

来年2月、任期満了を迎えるに当たり、時期が少々早いかもしれませんが、町長の思いをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、坂本典男議員にお答えを申し上げます。

まず、先ほどは身に余るお言葉をいただきましてありがとうございます。

南部町誕生から11年半、この間常に「町民のために」を念頭に、新町の一体感の醸成、均衡ある発展を図るべく、議員各位並びに町民の皆様と手を携え、まちづくりを進めてまいりました。おかげさまで、私自身、町民の皆様からいただく言葉の中で、一体感のあらわれを実感する場面もふえてまいりました。

また、さまざまな行政課題に対応するため、南部町総合振興計画を策定し、各種施策を展開してまいりました。計画に上げた施策の着手率は、平成27年度末現在で96.6%を達成することができましたが、まだ実現できていないものが残っていることも事実でございますし、全国的に取り組んでいる人口減少対策におきましては、南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取り組みをスタートさせたばかりであります。

私が町政を担わせていただきましたこの間、町民各位のご理解・ご協力のもと取り組んでまいりました行財政改革により、合併時である平成17年度末と比較しますと、町債の借り入れ残高は約66億円を減額することができたほか、基金は約83億円を増額することができました。

きのう、おととい、「デーリー東北」さんのほうに載っておりましたけれども、知事、県、また市町会、町村会の役員で、国会議員の先生方との重点項目の説明会がありました。その中で私も発言させていただきましたが、政府では経済財政諮問機関会議の中で、基金残高が多いところは地方交付税を減らしていく議論がなされているという記事が載っておりまして、とても我慢できなくて発言をさせていただきました。私も議員の皆様には、なぜ基金を今蓄えるのかということを毎回説明をしてご理解をいただいて、間違いなく今、南部町庁舎、大きい金額も町からも幾ら、合併特例債があるといえども負担もある、そしてまた、今後、小中学校、当町は8校ございます。小学校8校、中学校4校、保育園3校、幼稚園1校、そしてまた公民館、これは恐らくほぼ同じ時期に改修をしなければならない時期というのが、ほとんど同じ時期に来るだろうと思ってございます。そうなったときに、やはり町の財政が厳しいからゴーサインを出せない、こうなってはいけないんだと、そういう思いで、私どもは職員も81名減らし、議員の皆様も合併当時45名の定数でございました。現在は16名でございます。議員の皆様も身を切る思いで取り組んできた、そういうことを先般の会議で発言させていただき、今行っている会議自体をストップをかけなければならない、そういう発言をしました。きょうの新聞では、知事も青森県6団体において国のほうにストップをかける、そういう要望をするという記事が載ってございましたので、私もこの3期11年半、町長をさせていただいて、経験も積ませていただきました。やはりその経験を生かしながら、言うときは国に対しても県にも言う、そしてまた、一番大事に思うのは我が南部町のことを常に考えながら発言をしていき

いと思っています。

そういうことで、このことは今後、増大することが見込まれる福祉関係経費や老朽化した施設の建てかえ経費などにしっかりと予算を配分するための道筋をつけることができたものと考えているところであります。

さらに、効率的でよりよい行政サービスを提供するとともに、将来にわたり健全な行財政運営を継続するため、非常に有利な財源である合併特例債を活用し、統合庁舎を建設する方針をお示しし、平成29年度予算に関連経費を計上させていただいたところであります。

坂本議員がおっしゃられたように、道半ばの事業も残ってはございますが、まずは、来年の任期までしっかりと職責を果たすことがまず第一と考えております。私はこれまでも町民とのキャッチボール対話を大切にまちづくりを進めてまいりました。今後もかじ取り役を担っていただきたいという坂本議員からの言葉は大変光栄であり、しっかりと受けとめるとともに、心から感謝を申し上げるものでございます。

今回の要請を踏まえまして、私の後援会の皆様、そしてまた、我が同志の議員の皆様と前向きに相談をさせていただき、9月定例議会では進退をはっきりさせたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。坂本典男君。

○4番（坂本典男君） ご答弁ありがとうございました。

近年、国が地方に目を向けた政策を行っております。地方を元気にする、地方から政策を発信していく、そのことを考えると、首長の経験がこれからますます大事になると思います。経験は発言に重みを感じさせ、人々に共感を与えたいと思います。

先日、交付税の問題で町長の意見を新聞で読ませてもらいました。政府の考えは、会社で言えば、会社が大変なので給料を下げますよ、家庭で不足する生活費は貯金を崩して生活してくださいね、このような話だと私は考えています。地方を元気にする施策と矛盾した話ですが、このことは私たち議員もよく考えていかなければなりません。

工藤町長にはこれまでの経験を生かし、南部町のために頑張っていただきたいと思って質問をさせていただきました。前向きな検討をお願いし、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで、坂本典男君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時40分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） 議席番号3番、夏堀嘉一郎であります。通告してあります次の3件について質問をいたします。

自然災害の防災対策についてであります。

（1）学校施設や公共施設等の防災機能の強化についてであります。

①「避難ガイドライン」について。

第70回定例会において、2011年3月11日発生の東日本大震災の際に被災されたたくさんの方々が口にしていた、「まさか」という重い言葉の話をさせていただきました。「まさかここまで津波が来るわけがない」「まさかこれだけの大惨事になるとは」「まさか自分の家族までもが」。

救助する人、救助される人は、被災時には精神的にも肉体的にもパニックを起こしてしまい、気力も体力を奪われてしまいます。健常者ですらも危険な状態になることが推察されますが、入院されている自力歩行が困難な方々のことを考えますと、ただただ恐怖でしかありません。危険で過酷な災害状態に追われて正常な心理状態を失いかけた場合でも、誰もが正確な判断を下して避難し、いろいろなシーンでとうとい命を守るための「避難ガイドライン」が必要であると私は強く訴えましたけれども、その後はどのようなになっているのかお聞きします。

②南部町医療センターや保健センターなどの公共施設の防災についてであります。

第70回定例会においても同じような質問をいたしましたけれども、重要な事案ですので再度お伺いいたします。

最初に、現在国土交通省で発表しているハザードマップについてですが、ことし7月をめどに

見直しを行うとされており、現在、当町で配布されている防災マップは以前の基準に基づいて作成されたものと思っております。国で見直すということは、近年各地で発生している局地的なゲリラ豪雨を含め、大雨洪水を想定し、早期避難による人命・財産を守るために見直しを行う目的と思われ、以前より被害区域が広がることを意味するもので、今までの基準でつくられております南部町防災マップも当然ながら見直さなければならず、洪水水位の上昇及び避難区域の拡大が予想されます。

町の現在の防災マップの掲載されている平成23年9月22日、ながわ大橋周辺の洪水写真や洪水のハザードマップを確認してみると、南部町医療センターの周辺は2メートルから5メートルの浸水が想定されているというように示されておりました。施設の建設は私が議員になる前のことではっきりしたお話はできませんが、この周辺一帯の土地を当初の計画高から何メートルか盛土かさ上げし、洪水の対策をしてから建設をしたというようなお話を伺っておりましたけれども、洪水の災害写真を見る限り、想定される最大浸水深さの5メートルの対策まではなされていないように思われます。その最大浸水5メートルの洪水や、今後見直されると思う洪水水位、または、それを上回る想定外の洪水が実際に発生した場合の防災について、次の質問を個別にしてお伺いいたします。

まず、1点目として、最大浸水5メートルの洪水が起きたときに、医療センターの1階部分は天井近くまで浸水してしまい、患者を2階へ避難させるためのエレベーターも故障してしまつて避難作業は困難になります。また、医療センター2階に入院している患者の生命線である酸素装置やその他の精密さを要する医療機器全般、そして、それら医療機器の心臓部であるバッテリー装置は1階部分に設置してあるようですので、1階部分に浸水した時点で使用できなくなると思われますが、その場合の入院患者に対する対応についてお聞きします。

2点目として、病院のスタッフなどの健常者は避難指示が出た場合でも自力歩行が可能ですから何も問題なく避難できると思いますが、入院患者はそうはいきません。入院患者に対する避難指示のタイミングやその判断基準は、入院患者の避難するための行動時間を考慮しなければならないので、相当困難をきわめると思います。

また、洪水災害が発生し、1階のフロアが浸水される前に全入院患者を避難させることができれば問題はありませんが、避難におくれて入院患者とスタッフが館内に残ってしまった場合はどうでしょうか。1階フロアが浸水され、医療機器が故障し、周辺道路やヘリポートも利用できなくなり、医療センターは孤立してしまつて、入院患者や病院スタッフは危険な状態にさらされることになると思います。そのような危険な状態になると、大概の人は精神的や肉体的にもパニッ

クを起こしてしまい、気力や体力も奪われてしまいます。

そこで、自力歩行が困難な入院患者の避難方法、避難指示のタイミングや判断基準はどのようなのでしょうか。そしてまた、サポートされる職員の避難方法はどのようなものなのかお聞きします。

3点目として、洪水災害が発生した場合、医療センターやその周辺にあるそれらに施設に続く道路が寸断され、施設自体がそれぞれ陸の孤島になってしまいますし、駐車場に敷設されているヘリポートは浸水時は利用できない状態になってしまいますが、取り残された入院患者や職員の避難方法をお聞きします。

4点目として、馬淵川が氾濫し、当町が洪水災害になっているということは、近隣自治体も同様であると思われますので、防災ヘリコプターなどの救助を依頼しても期待どおりにならない状況になると思いますが、その対策をお聞きします。

5点目として、医療センターは災害時には負傷者や避難している方々の体調不良時の医療行為が求められ、健康センターは治療を受けられた方々の経過を見守る一時的な避難場所となることが考えられ、住民の生命を守る重要な拠点施設であると思いますが、このような状態で本当に機能するのかお聞きします。

③新庁舎建設地の防災機能は万全かということであります。

第68回定例会にて「地震災害の対策や取り組みについて」、第70回定例会にて「洪水災害などの対策や取り組みについて」を質問させていただいた経緯がございます。先日、統合庁舎の建設地が決定されましたけれども、この過去2回の質問をベースに、それらの施設の防災について質問いたします。

今、安全と安心というテーマが都市部を中心に日本中で大きな話題となっていると思います。それらの話題は、食の安全やごみの問題など人命に直接的にかかわるような問題ではないものの、健康を害する可能性があることによっていまだ住民の安全安心感を得られていない状況です。では、当町はどうでしょうか。住民の安全安心感というものは得られている状態でしょうか。

庁舎建設地の候補地、2カ所ございましたけれども、それぞれ住民に対する説明をして安全・安心感というものを提供しましたでしょうか。建設地の選定条件をいろいろと並べられておりましたけれども、一番町民が重要視する安全・安心の部分がないがしろになっている感じを否認しません。

5月末に掲載された新聞記事1つをとってみても、「人口及び地理的中心に近い」「大金の問題」とか、「国道4号線とのアクセス道路の整備」、また、「今まで話題にもならなかった中央

公民館の建てかえ」まで。そもそも中央公民館の建てかえを町民は望んでいるのでしょうか。アンケートとか説明会とか、町民の意見を聞きましたでしょうか。「中央」と名前がつくぐらいですから、庁舎と同じぐらいの重要施設だという認識で私はいますが、町長が余裕のない時間の中で、この重要施設の建設の是非を独断で決断して、説明もないまま進めているんだと町民に思われても仕方のないことだと思います。

それでは、その庁舎建設地は安全・安心な場所なのでしょうか。私は私なりに災害について勉強して、今まで地震災害や洪水災害のことを定例会で質問してまいりましたが、この建設地周辺に存在する折爪断層という活断層の対策を指摘してきました。2016年1月11日、平地区の直下型地震で震度5弱を観測、立て続けに翌日も震度3が観測されました。科学的根拠は発表されていませんが、熊本地震と同様に断層上の直下型地震と思われることから、通常地震とは違い、通常地震が大震災になってしまうかもしれない地理的条件がその周辺にそろってしまっている、想定外の大災害が起きてしまうかもしれない地域のようなようです。熊本地震では、災害対策本部の拠点となる市役所も甚大な被害を受けていますし、仮設の災害対策本部で対応したということもありました。先日の地元紙に、この庁舎建設地が防災拠点としての安全性が高いという記事が掲載されていましたが、私は熊本地震との類似性を考えると、その記事に疑問が残ります。

先日、町民から次のようなことを言われました。「活断層が大震災の要因となった熊本地震のように、当町にも活断層が存在するが、大震災を起こしてしまう可能性があるとするならば、危険を回避するために、その活断層から離れた場所に庁舎を建設するという決断が責任ある道理だと思う。その道理を無視し、町民にもし最悪な結果をもたらすような何かが起こってしまったら、そのときは君たちが責任とみなさいよ」。面食らってしまった私は、私自身のこれまでの政治活動を再度振り返り、よく考え、初心に立ち返り、その結果を踏まえて今、議場に立っております。議員の方々や町長ご自身も、それぞれが町民から選ばれた代表として、現在それぞれの政治活動をされていると思います。それに対して、職員の方々は、誰が町長に就任しようが議員になろうが、この南部町を運営していかなければならない役目、使命があります。その中、今、ここで安全・安心の担保が確立されていない状況で、万が一、まさかの大災害、大震災や大洪水が起きてしまった場合には、誰が、誰々がどのような方法で責任をとるのでしょうか。災害が起きてしまった場合に追われている未来の町長さんが責任をとるのでしょうか。それとも、未来の議員さんたちでしょうか。

結果、こういう重大な問題を先延ばしにしてしまうと、未来の子供たちに重い責任を負わせて

しまうことになります。当然のことながら、その重大なことを決めた人たちが、自分たちの責任で、また、その世代間で責任をとるような道義的な責任を示さないと、今後、次世代の若者に政治不信感や政治家を目指そうとしている未来の子供たちの希望を消してしまうことになってしまわないでしょうか。

東京都の小池都知事のように、知事になった瞬間に豊洲移転問題で安全・安心問題を突きつけられ、その安全・安心の担保がないのに計画を粛々と進めて建設してしまった元都知事の責任を現在の都知事である小池氏が責任をとって尻拭いをしている状況は、道義的にも通らないし、誰も納得できないと思います。政治家を勇退したら責任がなくなるという論理は言語道断で、その方が生きている間は道義的責任を持っていてはいけないし、勇退後も自分がかかわり先延ばししてしまった現役時代の重要な案件については、次の未来の政治家を助けてサポートしなければならない道義的責任があると思います。

いずれにしても、町民が安全に安心して生活ができるようにするためにそもそも行政も議会もあるはずなのに、なぜ震災が懸念される地域や洪水が頻発する地域をわざわざ庁舎の建設地に選定されたのか、正直理解できません。今ここで安全・安心の担保を町民へ表明することができなければ、政治生命をかけて政治家みずからがその担保となって責任をとらなくてはいけない重要な問題だと思います。

平成26年に開設された医療センターも、建設する際にはこのような問題は起きなかったのでしょうか。庁舎建設候補地の第2案であったこの周辺の安全・安心感はもはや皆無であります。水害にさらされている医療センターの問題点を今まで私が幾ら列举し、提起しても、その問題点を早急に解決させようとする考えや動きがいまだに見えてこないのは、行政監視機能という議員としての使命感が欠落してしまっているからだだと思います。無論、私も自分の力量不足を含め反省しているところでございます。

これから、庁舎建設にかかわるさまざまな議案を議会に上程して、採決をとることになるかと思われます。町長も賛成した議員も、その土地は安全で町民誰でも安心して庁舎を利用することができるというお約束を、責任を持って町民と結んだ格好になろうかと思いますが、今後私は町民の安全・安心のために、私なりの監視活動は行いたいと思います。

道義的責任問題であります。庁舎を建設した後、活断層が影響した想定外の大震災が起きて人命が最悪な状態になった場合は、それを決断した政治家が一生責任をとるという覚悟を持っていただきたい私は思います。先述でも取り上げましたが、都市部で話題になっている問題は、直接的に人命にかかわりはありませんが、当町の問題は、直接的に人命にかかわる問題であると

いう本質的で重大な事実をもう一度見つめ直して、責任感と使命感を持って、そして覚悟を持って決めていただきたいと私は思うわけであります。

また、第70回定例会において、私の一般質問に対する回答の中で、平成23年と平成25年の台風のときの水害について次のように回答なさっています。「平成23年、平成25年のときは、すれすれの状況ぐらいまでになった。「想定外」の今までにない水量でした」と回答されました。その「想定外」の災害の件を私は何度も質問してきました。その「想定外」の災害で死傷者が出ないように対策をしましょうと私は何度も訴えているのです。

「想定外」の災害が当町でも発生してしまい、その場面を目の当たりにして、町長ご自身も痛感されたと思います。そして、町長みずからが「想定外」とおっしゃったということは、町民の命と財産を守るためにその対策を急いでやろうと思っているものと思います。2度も起こってしまった同じ地域の「想定外」の災害は、もう「想定外」ではございません。したがって、庁舎建設地を中央公民館周辺にされたのも、これらの不安定な状態を踏まえての決断であったであろうかと思われます。

今、やらなければならないのです、対策を。庁舎建設費に充てる合併特例債の中で町負担分の予算、建設費が約30億と試算されていますので、約10億円分を先に医療センターや名川中学校などの公共施設の水害対策に回して、いち早く町民の安全・安心を確保していただきたいと私は今でも思っております。

そしてまた、2016年11月、南部町商工会青年部のメンバーと私は熊本県に行き、炊き出しをしてきました。せんべい汁をつくって熊本の方々に食べていただいたり、益城町へ南部町のリンゴを届けたりと、熊本の方々に喜んでいただけたものと思っております。熊本の方々と仲よく交流をしてたくさんのことを教えていただきましたし、温かい声もいただきました。「まさか熊本にこんなに大きな地震が起こるなんて思ってもみなかった」「青森の人たちも気をつけてね」。活断層が要因であった熊本地震は、熊本県人自体初めてのことで知識がなかったことから、熊本の方々は気をつけようにも気をつけられなかったと思います。

しかし、私たちの南部町は、これからこの地震について気をつけることができるんです。それは、基本的なことで、断層の周辺に今後施設を建てないようにして、今ある施設などは最大の耐震補強をするなどして対策をすることが熊本の方々から教えていただいたことであります。でも、被災されたその方々から教えていただいたことを私たちは今、無にってしまうことがあったら、それは極めて薄情なことだと思いますし、油断と慢心の巣窟を知らず知らずのうちに築いてしまっていないか不安を抱いてしまうところです。

最後になりますが、質問は、新庁舎の防災機能は万全かということでしたけれども、どうでしょうか。折爪断層に近い建設地であるがゆえ、必要以上の耐震補強を含めた建設になるのではないのでしょうか。結局は建設費がかさむことになってしまったら、災害の危険性を裏づけしてしまうことになるのではないのでしょうか。

私は、「最大で最強の防災機能・防災対策は、安全で安心な場所に建設させる」ことに尽きると強く思います。そして、2回襲来した想定外の災害が3回目の想定外とならないように災害対策を講じることが先決で、全ての町民の命と財産を確実に守ることが重要です。

昨今の多発する大災害から学ばせていただいたことをしっかりと胸にしまい込み、油断と慢心の「まさか」という言葉が南部町から発することがないようにするために、そしてまた、その「まさか」で大惨事にならないようにするために、安全に安心して過ごせる南部町になってくれることを祈願いたします。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 夏堀嘉一郎議員のご質問にお答えいたします。

随分長い前置きのあった質問ではありますが、質問のあった要点についてご答弁をさせていただきます。

まず、公共施設が被災した場合の避難時のガイドラインのような避難するための案内ガイドについて、その後の進展に対する質問でございますが、第70回定例会において夏堀嘉一郎議員からの一般質問で、自然災害に対する対応ということで今回と関連する答弁をしておりますが、今回はその後の進展はということのご質問でありますので、第70回定例会の一般質問と重複する部分も出てきますが、再度お答え申し上げます。

小中学校においては、各学校で危機管理マニュアルを整備しており、地震、台風、雪害、火災など、災害ごとに災害発生時から細やかな動きについて定めております。具体的に申し上げますと、災害発生時の生徒への対応、その後の具体的な動きについて、担当者を決め対応することとしております。災害発生時には、各学校において学校長指導のもと、学校災害対策本部が設置されることとなります。校長、教頭を本部として、その他の職員はそれぞれ安全確保係、救助係、点検係、消火係、情報収集係、連絡係に分かれて災害対応に当たり、毎年、本番を想定した防災訓練を実施しております。

次に、医療センターにおいては、厚生労働省の資料を参考に、災害時の避難や対応について町地域防災計画と整合性をとったガイドラインを含むマニュアルを現在策定中であります。

次に、南部町医療センターや健康センターなどの公共施設の防災についてお答え申し上げます。

先ほど議員から、5メートルで天井に届くという話がありましたが、どういう計算をすれば5メートルで天井に届くという計算なのか私には理解できませんが、まず、防災マップで想定されている以上の洪水が起きた場合、医療センター内にある医療機器全般の根幹となる1階のバッテリー装置が浸水のため故障してしまうが、その場合の入院患者の対応についてですが、医療センター1階の医療機器類はポータブル式で移動が容易なものを装置しており、また、患者の情報は電子カルテではなく紙ベースのカルテを使用しております。想定以上の浸水によりバッテリー装置が浸水した場合においても、入院患者等への対応がとれなくなるようなことはないものと考えております。

次に、自力歩行が困難な入院患者の避難方法、避難指示のタイミングや判断基準、また、そのサポートをする職員の避難方法についてですが、患者については職員がサポートし、行政バスや公用車により名川中学校校舎と中学校グラウンドの間を通り避難することとしており、サポートした職員についても、患者の優先完了後に避難することとなります。

避難指示のタイミングや判断基準についてですが、気象情報に十分留意し、患者の病状について医師と協議の上、安全に避難が完了できるよう、早目の避難判断の対応をすることとしております。

当然のことではありますが、避難する際には保健福祉課等の協力も必要とされる場合がございますので、医療センターと健康センターで年に2回実施している避難訓練においても十分に連携を深めてまいりたいと思います。

次に、医療センター周辺の道路が寸断され、陸の孤島になった場合の入院患者、職員の避難方法についてですが、先ほどご説明申し上げました避難を決定した場合には、陸の孤島になる前に、つまり避難経路が安全である状態において避難することを第一優先に行うものであります。ただし、入院患者の病状によっては医療センターの病室にとどまるほうがより安全と判断されることもあり得ますので、その場合、非常用発電装置も整備しておりますので、まずは患者の病状を見ながら、患者、職員の安全を確保しつつ、最善の避難方法を検討することとしております。

次に、馬淵川が氾濫した場合には、近隣市町村も同様であるのでヘリコプターでの救助は余り期待できないがその対策についてであります。まず、何よりも町民の身体・生命を守ることが

最重要となりますので、川が越水し道路が寸断される前に、避難勧告、避難指示を発令するとともに、発令区域に滞在する歩行困難者や入院患者の方々を行政バスや公用車により安全な区域へ避難完了することを優先とします。

また、県及び当町の災害時救援に当たる八戸駐屯自衛隊と情報連携を密に行うことで、ヘリコプターでの救助が必要になる前に避難が完了できるよう、自衛隊及び自衛隊車両等の協力支援体制をとっております。

なお、ヘリコプターでの人命救助が必要となった場合、県防災ヘリコプター及び自衛隊への災害派遣要請を行うこととしております。県防災ヘリコプターが他市町村への対応のため出動できない場合であっても、自衛隊によるヘリコプターや船舶による人命救助が可能です。町においても、水難救助用にボート4艇を保有し、消防団員への操縦資格取得補助を行うなど、災害時の救助体制の強化を図っております。

次に、災害時には医療行為が求められ、一時的な避難場所となり、住民の生命を守らなければならない拠点施設として機能するかどうかであります。南部町防災危険区域に関する条例で定めている医療センター建設場所の災害危険基準高は海拔16.5メートルでございます。医療センターの建設に当たり、災害危険基準高より1.3メートル基盤を高くし、医療センターの1階フロアの高さを17.8メートルとしております。災害時において、医療センターは住民の生命を守る医療機関として十分機能を果たすものと思っております。

次に、新庁舎建設地の防災機能は万全かについてお答え申し上げます。

恐らくこの質問書をいただいたときは、まだ、2カ所から最終的な1カ所に決定する以前の質問をいただいておりますので、恐らく夏堀議員は別な場所を想定しての質問だったのかもしれませんが、新庁舎建設地については、今年度4月に建設用地検討委員会から答申されました2カ所の候補地について、概算事業費の比較検討及び計画期間内に事業完了を見込める施工性などの利点を総合的に判断し、中央公民館に建設する方針を表明したところであります。

新庁舎の防災機能については、今後着手する庁舎建設基本計画の策定において、町民代表者などで構成する建設委員会の委員の皆様からのご意見も伺いながら、必要な整備を進めてまいりたいと考えております。非常時に庁舎機能を維持するため、耐震安全性の確保、電力の確保、通信連絡網の確保、給水・排水機能の確保、空調機能の確保などの観点に立って防災機能を確保していきたいと考えております。

現時点で新庁舎の防災機能を考える上で最優先で取り組むべき内容として考えられることは、緊急時の避難時等のための連絡道路の確保と整備をすることが挙げられます。その他、防災機能

拠点の充実を図ることとしまして、非常用発電機などの重要設備の配置、非常食や飲料、毛布などの緊急用の物資集積のための備蓄倉庫の完備、応急復旧のための建設機械、碎石、土のう袋、燃料の調達について検討していくことが重要であると考えております。

地震災害に対しましては、統合庁舎が災害対策の指揮及び情報伝達の中核的機能を担う観点から、耐震安全性の目標として定められた官庁施設の総合耐震計画基準による建物構造とするため、今後、建設地の地質調査等を行い、地盤に対応した基礎工法などの詳細設計を進めてまいります。

また、洪水災害時の対応が当町の最大の課題であり、新庁舎に限らず、防災拠点である公共施設の機能が低下することのないよう、幹線道路の整備についても最優先課題として改良工事に取り組んでいくことが必要と考えております。

自然災害は、庁舎の開庁時間内、休日、夜間を問わず、いつ、どのような災害が発生するか推測することは困難でありますので、新庁舎における各課の組織に合わせて防災体制の見直しを行い、国や県を初めとする関係機関と連携した災害対策や救助・救援活動がスムーズに行われるよう、防災マニュアルの見直しと防災訓練について万全を期してまいりたいと思っております。

水害等でございますけれども、災害復旧等々は過去の水位、それに対して災害復旧をしていくということが基本になってございます。当町も当然、今までの水位を見ながら、医療センター、または名川中学校の建設を進めたわけであります。

どこが、じゃあ、しからば南部町で安全かと言い切ることは恐らくどこもできないだろうと、夏堀議員の言葉をおかりすればそういうことになるんだろうと思っております。夏堀議員の自宅は大丈夫なんでしょうか。そういうことを見越して建てられたんでしょうか。まさかあそこまで来るというのを想定しているんでしょうか。そういう部分も我々もしっかりと見込んでの建設を進めてきているわけでございます。

そして、さまざまな部分についての責任問題を説明されましたが、私はそのとき、それは適切である、そしてまた、議会から同意を得て進めていく、これが民主主義の国家でございます。そういう中で進めていっている、手順によっては、責任問題ということではなくて、それに伴う瑕疵があった場合、どう見てもそういうことが想定されるということがわかっているのではないかと、ということになった場合にはいろいろな責任問題というのが出てくるのかもしれませんが、そういう部分においては、誰がじゃあどういう責任をとれるということは、その都度状況によって異なるものと思っております。

私どもも万全を期して取り組みたいと思っておりますし、財政面について、我々は合併特例債

を活用して町負担をできるだけ少なくして取り組む。これは将来の南部町の子供たちに負担をかけない、そういう考えのもとで行っているわけでございまして。しからば、夏堀議員、将来、満額町が建設費を払って、そういう財政が将来、負担になった場合、じゃあ、夏堀議員は自分としてどういう責任がとれるんでしょうか。その都度やはり違ってくると思っておりますので、そういう部分を踏まえてご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） ご答弁ありがとうございました。

質問ですけれども、今町長のお話の中で、医療センターの1階部分のバッテリー装置が浸水した場合ということでご答弁いただいた中で、ポータブル式の機械というようなお話がございましたけれども、これ、私の情報ですけれども、その準備している予備バッテリーの対応ですが、最高24時間ぐらいしかもたないというような私の情報でありました。孤島になってしまうと、24時間孤島でいることになるのか、2日、3日と孤島になってしまう可能性もありますし、このポータブル式の機械の性能というのは私もわかりませんけれども、そういったことになった場合、入院患者の対応がこれで本当に大丈夫なものなのか、ここはちょっと疑問に思っているところであります。

また、先ほど町長のほうからの話の中で、合併特例債という話もありました。合併特例債が延びたから、延期したからこういう事業が生まれた、進んだということなんですけれども、合併特例債が延長されなかった場合はどうだったんでしょうか、お願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） あくまでも想定の話になりますので、答弁は控えたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木 大君） ただいまの議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

当医療センターは、1階と2階の切り離しができるような設備となっております。そのため、

1階部分の電源を不通にしてしまって2階だけということで、通常ですと今の予備バッテリーですと全館使用して24時間ということです。ただし、それを半分にしてしまう、3分の1にってしまうという、電力の消費量がもっと少なくなるということで、それに対応することとしております。

それと、今、地域連携ということで広域で、先ほど町長の答弁でもありましたが、マニュアルを作成している段階です。八戸市とか近隣の医療機関と連携をとって、災害を想定した避難場所というもの、今、各自、厚生労働省とか保健所を交えながら決めているところであります。多分、想定外の水害とかがあった場合は、相当数の、先ほど答弁でもありましたが、17.8メートルでしたか、となると、多分、南部町の2割3割程度が浸水する可能性が出てくるのではないかと思いますので、それに対応するような広域圏の医療体制というものの話し合いをしているところであります。

なお、ポータブル式の医療機器については、エックス線とか心電計とか輸液ポンプ、それらについては、使用しなくてもいいのであれば、現在使用されている患者さんもございますが、あえて人工呼吸器とか使用しなければどうしてもだめだという患者さんに対してのみの個別の電力装置も備えておりますので、その辺は大丈夫だと思われれます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問はありませんか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 今まで、庁舎建設に関しましての経緯なんですけれども、まず初めに、住民意識ということでアンケートをとりました。その次ですけれども、住民説明会をやるというようなお話もございましたけれども、結局のところ、庁舎の重要性ということで住民説明会もいまま庁舎建設に踏み至ったというようなことがありました。町民の中でも、住民説明会があるものだと思っていたらしく、私のほうに説明会がないのかというようなお話をたくさんいただいたんですけれども、そういうような機会もないままこのように進んでしまった。そういった中で、今度は住民代表、各地区から3名、そして学識経験者の方々3名、用地検討委員会というような検討会を開いて2カ所に絞ったというような答申があったというようなお話でしたけれども、今回の私の質問の中でもありますけれども、その2カ所とも安全性とか安心感、そういったところに不安が残るようなそういうふうな場所であったと。こういうふうな、安全と安心に関して、町民の方々に説明をする、そういった機会を設けたほうがいいと私は思うんですけれども、そうい

った説明をするものなのか、また、するのであればどうやって説明をしていくのか、そういったことを質問したいと思います。

先ほど私の家のことをちょっと町長さんとお話しされましたけれども、私の家のことは私が責任をとります。庁舎という大きな家を守るのは町長だと思いますので、そこら辺は私からの答弁といたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、庁舎の建設に向けての経緯でございますけれども、住民の方々からもアンケートをいただいて大体の把握ができました。また、代表者の方々から委員になっていただいて、それぞれの8候補地、全てメリットもあればデメリットもある。これはどこを見ても、全てがメリットだらけという候補地はどこもございません。そういう中で慎重にさせていただいて、2カ所を答申いただいたと。

検討委員会の皆さんは、当然、水害、地震、さまざまな道路問題、進入路、いろいろ検討されて、最終的に2カ所、その2カ所の中でも条件が、附帯意見がついてございました。進入路等については、別の進入路もやはり整備していく必要がある、また、医療センターの周辺に限らず、別な地域に庁舎が決定したとしても、虎渡広場間の道路、このかさ上げを整備、将来的にしていくなきゃないかという附帯意見等も出てきております。そういう意見も十分参考にして決定したわけでございます。

今後、私、説明会もそうでありますけれども、最終的には議会の皆さんと議論して決定していきたいと。これが議会制民主主義で、皆さんも町民から選ばれた代表の議員の皆さんですので、そういうふうに答弁もしてきたはずでございます。今後、説明会については、また建設に向けて、中央公民館が候補地と上がったときにも、公民館の問題がございました。ここも老朽化してきているということで、併用した庁舎がいいのではないかと、こういう部分も委員から出ておりましたので、そういうことも参考にしながら最終的に判断を示したわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。必要に応じて説明会等は検討してまいりたいと思います。

夏堀議員の自宅、それは所有者みずから責任を持ってやることは当然のことだと思っております。我々も公共施設に責任を持って、そういう中でどこまでの安全性を確保していくか。100%の安全性というのは私は国内どこをとってもないだろうと思います。しかし、そういう100%の安全に近いところを選びながら、より効率的で有効的な場所を選んでいくと、こういうことが私ども

のまた判断していくことになることだと思っておりますので、私はまず私で、南部町の長として、どういう方向で判断して決定していけばいいかということは常にこれは当然考えながら議会に諮っているわけですので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

次に、16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（16番 川守田 稔君 登壇）

○16番（川守田 稔君） 最後になりました。眠いかもしれませんが、おつき合ください。

いじめについて質問いたしたいと思います。町内小中学校におけるいじめであります。その実態について一通りお伺いいたします。

1つ目として、これまでのいじめの発生の事例について把握しているものをご説明ください。

2つ目として、いじめ発生時の対応について、どのような体制で臨むものでしょうか。対内的、対外的、いろいろあると思います。ご説明ください。

3点目として、いじめ発見のための対策、どのような体制を組んでおられるのでしょうか、ご説明願います。

以上であります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、これまでのいじめの発生事例についてのご質問であります。いじめ関係の調査として毎年県が実施している児童生徒指導状況報告書がございます。

報告書の内容ですが、1つ目は、生徒指導した児童生徒数でございます。内容ですが、窃盗と暴力行為、金銭物品強要等、薬物乱用、無免許運転、不法行為等、いじめ等に区分されております。2つ目は、いじめの態様ということで、具体的にどのような態様のいじめがあったか。3つ目は、重大事態の発生件数。4つ目は、不登校を理由とした欠席児童生徒数について、Ⅰ期（8月）、Ⅱ期（1月）、Ⅲ期・全期（4月）に分けて、学校から町教育委員会と県教育委員会に報告する調査がございます。

これによりますと、平成28年度いじめにより児童へ指導した数が、小学校で男28名、女22名、計50名となっております。昨年度の41名に対し21.9%の増となっております。中学校では男11名、女ゼロ、計11名となっております。前年度の15名に対し27%の減となっております。

いじめの態様ごとの件数ですが、小学校で、冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが19件、仲間外れ、集団による無視が3件、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするものが9件、ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりするものが5件、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるが3件、その他が6件でございまして、合計45件となっております。

中学校では、冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが2件、その他が1件でございまして、計3件となっております。

次に、いじめの発生時の対応についてのご質問であります。各小中学校においては、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、各学校ごとにいじめ防止等のための組織がつくられております。いじめ発生時には、校長のリーダーシップのもとに対応している状況となっております。

いじめのあることが確認された場合ですが、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うこととなります。また、家庭や教育委員会への連絡や相談、事案に応じて、関係機関との連携を密に対応している状況であります。

また、地域全体で児童生徒を見守っていくことが大事だと考えておりますので、学校関係者と家庭、地域との連携も必要であるため、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員を活用するなど、いじめ問題について家庭、地域と連携する体制をとっている状況となっております。

学校や教育委員会においては、いじめた児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関と適切に連携をとっていくことが大事であることから、関係機関との情報交換や連絡会議の開催などにより、情報共有体制を構築していくこととしております。

教育相談の実施に当たっては、医療機関などの専門的機関との連携を図るとともに、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知することが必要であることから、学校・教育委員会とこれらの関係機関と連携を図っていくことが非常に重要であると考えております。

次に、いじめの発見のための対応についてのご質問ですが、いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処の前提であり、児童生徒のささいな変化に気づくことが非常に重要であります。

最近のいじめの傾向として、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われている状況でありますので、ほんのささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するよう心がけております。

さらに、いじめを受けている児童生徒がいじめを訴えやすい体制を考える必要があり、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知により、早期発見に努めているところでございます。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

随分、いじめの認識が変わったんでしょうか。非常に私、ありませんと答弁されるのかと思ったんです。いじめはございませんと。それはよしとして、何でこの質問を、3人目ぐらいですか、この議員の中で。以前は、ありません的な答弁だったと思うんです。ですけれども、議員の皆さんであれば大体の人が思っていることだと思うんですけれども、いじめはありませんと答弁されても、いつもうわさとしてとか、ちまたの話題として、いじめいじめということがささやかれていたんですよね。少なくとも私の周りでは。四六時中ではないにしても。ですから、そういう世の中の認識と教育委員会学務課のほうの認識、どこか違っているんじゃないのかなというふうな思いがあって一般質問として通告いたしました。

ですけれども、いじめ防止対策推進法ですか、25年。それ以来の変化と考えてよろしいんでしょうか。そうなると、いいなと思います。決して大げさに取り扱うのではなく、なかったことにするわけでもなく、淡々と対応して、粛々と、淡々と対応してほしいところだと思います。こういうふうな認識に変わってきたというのはすごくいいことだと私は思っています。頑張ってください。

○議長（馬場又彦君） 答弁はよろしいですか。どうぞ。教育長。

○教育長（高橋力也君） 川守田議員からのご指摘があるように、いじめに関して認識が変わったというよりも、法律が変わりまして、どんな小さなことでも教育委員会に報告しなければならないとなりました。以前は、いじめの定義は、強い者が弱い者に対して一定期間、身体的・精神的に苦痛を強いられた者という規定がありました。ところが今は、強い者とか弱い者とか一定期間とか、そういう規定がなくなりました。ですから、どの子供でも、相手に対して身体的・精神的に嫌な思いをさせたというのがいじめの概念になりますので、どんな小さなことでもいじめになると。つまり、全てがいじめじゃないかと言われれば全てがいじめになる。法律がそういうふうになりました。そして、積極的にいじめを認知する、その上で生命、財産に危害を及ぼさないように、重大事態に陥らないようにするというのが現在のいじめに対する考え方ですので、どの学校でも全国でも、いじめがあればそれを積極的に認知して重大事態に陥らないようにというのが、今法律が変わりまして、学校でもそういうふうに対応しているところでした。人間関係ですからかなりそういうことがあるんですけども、先生方も積極的にそれに対応していくというふうな取り組みになっております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。

これで川守田 稔君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時58分）

平成 2 9 年 6 月 7 日（水曜日）

第 7 4 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第74回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年6月7日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 2 報告第3号 専決処分した事項の報告について
損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 3 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 報告第10号 平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 報告第11号 平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 11 報告第12号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 12 議案第55号 南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第56号 南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 第 14 議案第57号 財産の取得について（チェリウスマイクロバス）
- 第 15 議案第58号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 16 議案第59号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 17 議案第60号 平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 18 常任委員会報告
- 第 19 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 20 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君

会 計 管 理 者	小 山 万 紀 子 君	医 療 セ ン タ ー 事 務 長	佐 々 木 大 君
老 健 な ん ぶ 事 務 長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社 会 教 育 課 長	佐 々 木 高 弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由 美 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第74回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分の理由といたしましては、後期高齢者医療保険料の収入増に伴い、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。

3ページをお開きください。

専決処分の内容でございますが、専決第1号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,237万6,000円とするものでございます。

専決処分の日付は、平成29年3月24日でございます。

10、11ページをお開きください。歳入をご説明申し上げます。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項 2 目、普通徴収保険料ですが、361 万 6,000 円を増額し、総額を 2,770 万 1,000 円とするものです。

これは、現年度分でございますが、保険料収入額が当初の見込みより増となることが見込まれたことから、増額をするものでございます。

12、13 ページをお開きください。歳出をご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合会納付金でございますが、361 万 6,000 円を増額し、総額を 1 億 7,744 万 2,000 円とするものです。

これは、説明欄にありますとおり、後期高齢者医療保険料分でございますが、徴収する後期高齢者医療保険料は、全額をそのまま「青森県後期高齢者医療広域連合会」に納付することとなっております。

したがいまして、先ほど歳入で保険料の増額についてご説明いたしましたが、この保険料と同じ額を計上するものでございます。

以上で、報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第 2 号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第 2 号は原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第2、報告第3号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） おはようございます。

それでは、報告第3号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてご説明いたします。

説明資料の1ページをお開き願います。

専決年月日は平成29年3月27日、専決第2号になります。損害、物損事故の日時は、平成29年2月11日（土）、午前8時15分頃でございます。

場所は、南部町大字苫米地字下宿23-1、南部町役場本庁舎駐車場でございます。相手方は八戸市在住、44歳男性。損失割合は、損害賠償金として相手方の損害のうちの100%でございます。損害賠償額は54万1,825円で、示談日が平成29年3月24日でございます。

2月の町のイベントであります「極寒祭」の準備に行くため、役場駐車所においてバックで後方に移動したときに、通路の氷のわだちにハンドルを取られまして、公用車の後部、右バンパーを駐車していた、休日出勤していた職員の車両に接触したものでございます。

損害賠償については、一般財団法人全国自治協会青森県町村自動車共済にて対応してございます。

説明は以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号を終わります。

◎報告第4号及び報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第3、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第4、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についての報告2件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第4号及び報告第5号の報告2件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） それではご説明申し上げます。

まず、報告第4号、南部町町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は、19ページから56ページまで。説明資料につきましては、2ページをご覧ください。

昨年、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正が行われました。

これは、消費税率を8%から10%に引き上げる時期を、平成29年4月1日から平成31年10月1日へ延期したことに伴いまして、消費税率の引き上げ時に行うこととしておりました各種税制の改正を同じく延期するなどの改正が行われたものでございます。

この法改正に伴いまして、平成26年3月に公布いたしました南部町町税条例の一部改正条例及び平成28年3月に公布をいたしました同じく、南部町町税条例の一部改正条例のいわゆる未施行部分につきまして改正を行うものでございまして、次に同じく説明します報告第5号の条例改正の施行日より前に施行させる必要があったものでございまして、3月30日付で専決処分を行い、同日公布・施行したものでございます。

改正の概要につきましては、軽自動車税のグリーン化特例が1年間延長された後に導入されることとしておりました、環境性能割の導入時期を消費税率引き上げ時まで延期することとしたものでございます。

次に、報告第5号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は、57ページから92ページまで。説明資料は、3ページをご覧ください。

今年3月31日に公布されました地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴いまして、町税条例を改正する必要が生じまして、4月1日から施行させる必要がございましたので、3月31日付で専決処分を行ったうえで、同日公布したものでございます。

改正の概要といたしましては、まず1点目、軽自動車税に関しまして、報告第4号の条例改正によりまして延期されました環境性能割の導入時期までの間につきまして、グリーン化特例の内容を重点化したうえで2年間延長することとしました。

2点目としまして、住宅ローン減税制度の適用期限を延長したものでございます。

3点目としまして、震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産等に係ります固定資産税の特例を規定したものでございます。

4点目といたしまして、控除対象配偶者の定義の変更を行いまして、さらにその所得控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限の引き上げを行いました。

5点目といたしまして、その他所要の改正を行ったものでございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきましてご報告申し上げまして、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第4号及び報告第5号の報告2件を一括して採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第4号及び報告第5号の報告2件は原案のとおり承認されました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第5、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案の93ページをお願いいたします。

報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

処分理由でございますが、地方消費税交付金、特別交付税などの収入金額の確定に伴いまして、専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,643万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,932万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の変更、第3条は、地方債の変更をするものでございます。

歳出から説明をいたしますので、110ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、15目、減債基金費は2億342万1,000円を追加し、3億4,720万円とするものでございます。特別交付税や地方消費税交付金など歳入の決算確定により得られました財源を将来の公債費の償還に備え、基金に積み立てるものでございます。

次のページをお願いします。

10款、教育費、3項、1目、中学校費につきましては、1,579万9,000円を減額するものでございます。福地中学校大規模改修工事の入札に伴いまして減額するものでございます。

続いて、歳入を説明いたします。104ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、地方揮発油譲与税から次のページの106ページでございます。

7款、1項、1目 自動車取得税交付金まで、それぞれ増減がございますが、交付額の確定によりまして増減調整を図ったものでございます。

次に、9款、地方交付税、1項、1目、地方交付税につきましては、9,396万9,000円を追加す

るものでございます。特別交付税の確定により計上したもので、最終的に平成28年度の特別交付税の確定額は5億1,253万8,000円となっており、前年度と比較しまして約2,900万円の減となっております。

続きまして16款、寄附金、1項、1目、一般寄附金につきましては、50万円を増額し、1億53万1,000円とするもので、ふるさと納税寄附金の確定によるものとなっております。

最後の20款、町債につきましては、第3表地方債補正で説明いたしますので、100ページをお願いいたします。

地方債の限度額を変更するものでございます。全て事業費確定により調整したものでございます。合わせまして1,970万円を減額しております。

前のページの99ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の変更につきまして、ご説明いたします。

10款、3項、学校施設環境改善交付金事業。こちらは、先ほど歳出においてご説明いたしましたが、福地中学校大規模改修工事の入札結果から、予算を減額しましたので、繰越明許費も同じく減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君）　続きまして日程第6、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君）　報告第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は、115ページから120ページまで。説明資料は、4ページをご覧いただきたいと思います。

国民健康保険法施行令が一部改正されまして、平成29年4月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険税条例を一部改正のうえ、平成29年度の国保税から適用させる必要が生じたため、3月31日に専決処分、同日公布したうえで、4月1日から施行したものでございます。

改正の概要につきましては、平成29年度以後の国保税につきまして、5割及び2割の軽減世帯の拡充を行うために、軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額につきまして、5割軽減については26万5,000円を27万円に5,000円の引き上げ、2割軽減につきましては、48万円を49万円に1万円引き上げすることとしたものであります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げまして、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第7、報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） 報告第8号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は、121ページから126ページまで。説明資料につきましては、5ページをご覧ください。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正され、平成29年4月1日から施行されることに伴いまして、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を一部改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分を行い、同日公布したうえで、4月1日から施行したものでございます。

改正の概要につきましては、固定資産税の免除を行うことができる適用期限を、平成29年3月31日から平成31年3月31日まで2年間延長するとともに、対象となる業種につきまして、情報通信技術利用事業、いわゆるこれは「コールセンター」のことでございます。これを除外いたしまして、農林水産物等販売事業を追加することとしたものでございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきましてご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第8、報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） 報告第9号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は、127ページから132ページまで。説明資料は、6ページをご覧ください。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、平成29年4月1日から施行されることに伴いまして、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を

一部改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分を行い、同日公布した上で、4月1日から施行したものでございます。

改正の概要は、法に定めます総務大臣から得る基本計画への同意の期限を平成29年3月31日から平成30年3月31日へ、1年間延長するものでございます。

以上、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げまして、承認を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第9号は原案のとおり承認されました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第9、報告第10号、平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案の133ページをお願いいたします。

報告第10号、平成28年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。報告理由でございますが、平成28年度南部町一般会計予算の個人番号カード交付事業、道路新設改良事業、学校施設環境改善交付金事業の事業費の繰り越しについて繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

この繰越計算書でございますが、繰越事業名並びに翌年度繰越額を最終的に取りまとめて報告するものでございます

2款、1項、個人番号カード交付事業は、翌年度繰越額150万6,000円となっております。国において平成28年度のカード発行状況から残額分を29年度へ繰り越しましたので、町も同じく繰り越すものでございます。

8款、2項、道路新設改良事業は2,900万円としております。国の二次補正により交付決定を受けましたが、工事の内容としましては主に道路舗装であることから、品質確保を優先しまして繰り越したものでございます。

10款、3項、学校施設環境改善交付金事業は、福地中学校校舎長寿命化事業として、2億1,332万6,000円でございます。

平成28年度一般会計の繰越明許費の翌年度繰越額総額2億4,383万2,000円となっております。なお、財源内訳に関しましては、その右側の表に記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第10、報告第11号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計繰

越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それでは、議案の135ページをお願いいたします。報告第11号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計繰越明許費繰越計算書について。

報告理由でございますが、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計予算の施設改修事業の事業費の繰越について繰越計算書をもって報告するものでございます。

137ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、去る3月定例会の補正予算に計上させていただき、議決をいただいております。この繰越計算書は繰越事業名および翌年度繰越額を最終的にとりまとめて報告するものでございます。

1款、1項、施設改修事業でございますが翌年度繰越額は1,323万4,000円でございます。財源につきましては、右側の欄になっております。

以上で報告第11号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第11、報告第12号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、提出議案の139ページをお開き願います。

報告第12号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づきまして、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出し、経営状況について議会に報告するものでございます。

お手元の資料の５ページをお開き願います。

中段ほどになりますが（９）、バーデハウスの利用者数であります。バーデハウスの利用者数は全体では21万334名で、平成27年度に比べまして1,555名、0.7%の減となっております。

これは、銭湯の利用者が3,327名、2.5%減ったことが大きな要因でありまして、公社が利用者からお伺いしたところによりますと、高齢になりまして「外に出ることが大変になった」ということから、足が遠のいているケースが多いようでございます。

その下、（10）、収入は１億3,443万3,000円と前年度より386万8,000円増えましたのは、管理委託料の増によるものであり、支出は１億3,416万2,000円で、差し引きでは27万1,000円のプラスになっております。

同じく５ページの下段でございます。（１）アヴァンセふくちの利用者数であります、4,658名で、前年度と比較しまして451名、8.8%の減となっております。

これは、次のページ、６ページをお開きください。６ページの上段（２）にございますように、大会、合宿の受入が19件から10件に減ったこと。そして、前年は５連休でありました９月のシルバーウィークというのがございましたが、それが曜日の関係で３連休でありましたということが大きな要因でありまして、大会、合宿に関しては、八戸市内で開催される大会が少なくなったこと。そして、子どもたちのアイスホッケーのチームなどが、これまでは、宿泊を伴う合宿であったものが、それが日帰りに変わったというようなものが挙げられます。

同じくそのページの中段ほど、（４）収支の状況であります、収入は2,647万7,000円。支出は2,801万1,000円となりまして、差引きでは153万4,000円のマイナスとなりました。

同じく６ページの下段、（４）ふくち屋外プールの利用者であります、1,047名で前年度より227名、17.8%少なくなっております。これは、天気の関係がございまして、小学校でプールを使っているんですけども、その利用回数が減ったことが原因となっております。

次のページ、７ページをお開きください。７ページの上段（５）、利用料の状況でございますが、有料利用者の数が増えておりますが、収入が減少しております。若干でございますが。この理由は、中学生以上の利用者が減りまして、小学生の利用者の割合が増えたためでございます。

そして（６）収支の状況でございますが、収入は346万6,000円、支出は337万8,000円となりまして、差し引きで8万8,000円のプラスとなっています。

同じく７ページ下段の（３）、ふくちアイスアリーナの利用者は3万9,574名で、昨年度と同程

度でございます。

8 ページをお開きください。

(7) 収支の状況でございますが、収入は4,257万9,000円と137万5,000円、3.1%の減少、支出は4,164万6,000円と226万3,000円、5.2%の減少となりまして、差し引きで93万3,000円のプラスとなっております。

最後に、レストランの運営状況でございますが、レストラン飲食の提供者数は1万6,601名で460名、2.8%の増となりましたが、宿泊者の減少によりまして、宿泊飲食の提供が7,131名と929名、11.5%の減となりました。

(2) 収支の状況でございますが、収入は4,126万7,000円となりまして、471万7,000円、10.3%減少した理由としましては、宿泊飲食の提供が減少したことに加えまして、宴会の件数は増えておるのですが、少人数の団体が増えたということ、そして1人あたりの利用額が減ってきているということであります。

支出は4,021万8,000円となりまして、差し引きで104万9,000円のプラスとなっております。

資料9ページからは決算報告書と利用者数の状況を記載した参考資料となっております。

13ページをお開きください。施設別収支状況であります。収入の欄の右下の合計欄に2億4,822万2,000円、そして支出の欄の右下の合計欄に2億4,741万5,000円、全体では80万7,000円のプラスとなっております。

以上で、南部町健康増進公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。10番、工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） ただ今の説明で二、三お伺いいたします。

私も久保利樹議員の前には監事を務めておりまして、六、七年位でしたか、やっておりました。

なかで、この決算報告書にもありますが、レストラン部門。やり始めた当初はプラザホテルの委託から自前で作るということになっておりましたので、全て揃えなくてはならない。どんなメニューを構築すればいいのかという難点から、なかなかプラスの数字は出てきませんでしたが、今回このように、管理委託料が入っていないなくても、単体部門で100万のプラスになっていると。

課長説明があったとおり、宿泊者、利用者さんが少ないための減少でもありますが、大した見やすい数字になったなというふうに当初よりだったら、感じております。

最大のマイナス要点とする、この見てわかるとおり、アヴァンセとアヴァンセの利用者、いわゆる、並行すると、アイスアリーナの利用者が減っていると。これを見ますと、利用者さんのそのどういった方が、利用しているかというのを見ますと。以前私が監事を務めていた頃の大学生ですよね。「大学生の合宿がまったく入っていないな」という、感じがしております。

そこで、なぜ、当初の監事の時代からも申し上げておりましたが、リンクは立派だと。リンクは使いやすい。大学生であります。合宿に来ますので、宿泊をします。宿泊はもちろん、お風呂も使いますし、トイレも使う。トイレが今時ながらウォシュレットではないということに気が付きまして、それを早急に直して、若い方々から一般の宿泊する方々まで清潔な宿泊施設で利用していただいた方がいいということで、早速やっていただいた経緯がございます。

加えて、大変失礼ですが、宿泊のお部屋もかなり古くなっておりますし、窓を開ければ草がボウボウ見えるという状態では、「いくら合宿といえども宿泊者にとっては、なんかやっぱりつまらない部分があるんじゃないか」という指摘もしておりました。

そこで、今後そのアリーナの利用者さん。そしてアヴァンセの利用、宿泊客の利用増収を見込みますと、やはりやっておかなければならないのは、お部屋の改修ではないのかなと。今時、色んな宿泊施設さんも苦戦、苦慮しまして、大変立派なリゾート的な内装に変えている宿泊施設さんも多数あると伺っております。

どうか、今まで努力してきたこの数字をアヴァンセ、アリーナもかなり数字は良かったはずだったんです。ここでこんなに数字が悪くなって私もびっくりしておりましたが。とうことを考えれば、やはり前に指摘したお部屋の改修事業が必要ではないかと思われれます。いかがでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） ありがとうございます。

まず、レストランの方ですけれども、収入が確かに増えてございます。これは、こちらの資料の8ページの方にも記載しておりますが、「鍋の日」ということで月替わりの鍋定食の提供をしたもの。これは、金額は少ないのですが65食出て、あと、週替わりのランチの提供とかですね。結構、人気でございまして、100万以上の収益を上げてございます。その他のバランスごはん等、やはり色々、職員の方々が考えまして、新たな取り組みをしていることが、レストランの増収につながっているものと考えております。またこれは引き続き、どんどん色んなアイデアを出していきたいというふうに考えております。

また先ほど、お話がございました大学生の合宿の件でございますが、今回、ちょっと前年度の特殊事例ということになるのですが、国体の開催というのに合わせて合宿というのは来ることがあるのですが、ちょっと日程上、それがうまくかみ合わなくて、予約が入ったんですけれども、「ちょっとその都合で来れない」というようなことが、ちょっとそういうのも重なりまして、全くない状況になりましたが。

今、議員おっしゃったように、お部屋の改修等につきましては、確かに、それも含めまして、そのほか、部屋の料金設定。今はインターネットの申し込みというのが非常に多く増えてございます。そのような利便性、そしてあと、閑散期の取扱いですね。そのへん施設の改修も含めまして、総合的に考えて、この利用者の増について取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） まず最初にこの11ページの計算書の中から何点かお聞きします。

まず前年度よりもそれこそ委託料616万3,740円が増えました。それで、実際に増えたんですけれども、内容を見ますと、給料・手当が逆に前年度より百何万増えました。それから、修繕費も347万1,000円に増えています。それから備品、次にはこの保険料もとんでもない増えているんですよ。400万。昨年の保険料は全然違う数字が載っていたんですよ。それで、実際に利益も昨年は七百七十いくらってという数字だされたんですけれども、ことしは八十何万ってことでマイナスの数字が出ました。この大きな要因は何と考えますか。

それと、さっき説明の中でありましたように、老人の利用はごもっともな理由で減っているんですよ。これは今後も続くだろうと私は思っています。

それから、子どもの生徒数も減るということは、さっき言ったように小学校と中学校、利用率が減る。これは明らかだと思います。

それともう一つ、この実際の各館の利用者の人数は出ていますけれども、町内の利用者と町外の利用者、この辺の調査はどのようにしているのか、まず先にお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 中舘議員のご質問にお答えします。

まず最初に、支出の方からご説明申し上げたいと思います。

まず、備品でございますが、備品が増えましたのは、テーブルと椅子を購入したということでございまして、これは最近、座敷に座って、床に座って宴会っていうのを中々敬遠される方がございまして、やはり椅子とテーブルの方が利用客がたくさん集まるということで、そこで備品購入費としてテーブル、椅子を購入したということでございます。

それから修繕費が確かに多く伸びてございますが、これは本来でございますと、基本協定の中には10万円を超えた部分については町が支出するというそういうふうな契約になってるんですけれども、町がということになりますと中々、スピード感がでないことがございますので、すぐ、例えば、利用者に影響があるようなものはすぐそこでやっていただくというようなことからこの修繕費をバーデ側で直接、支出していただいて、対応していただいております。

そして、保険の金額がふえたということでございますが、この保険料に関しましては、いわゆる退職金を支出するために、今まででありますと福利厚生費の方に予算としては載ってございました。それを全て経理上、総合的に考えまして、この保険料に積み立てる方が有利という、総合的な考え方から、保険料を増額させていただいたということでございます。

そしてあと、老人の利用者と子どもの利用者が減るというのは今、当然、そのような流れでございまして、まずは維持ということが最も大切だと思っておりますので、そのようなことでやっていきたいと思います。

また、町内と町外の利用者の区分ということでございますが、議員おっしゃったように、確かにこれからの経営の戦略を立てるためには必要なことだと考えております。その点について、こちらでも調査いたしました。現状ではその区分についての調査を行っていないということでございましたので、早急に、その町内外、あるいは時間帯別の利用者数、そのような色々なデータを積み上げて今後の経営に活かしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 9 番、中舘文雄君。

○9 番（中舘文雄君） 今の説明で納得できないのは、今まで例えば、ここの公社っていうか、ここの場所そのものが、町民の健康増進というのを大前提にしてこれはやったって私は理解しているんですよ。ですから、何年も前から「赤字で大変だ」ってことをずーっとやってきた施設なのに、その調査がなっていないっていうのは、これはやっぱり根本的にこの施設に対する意識が間

違っていると私は思います。ですから、少なくとも町民の健康増進ということであれば、町民がどれだけ利用して、この施設が役立っているかというのはまず、考えていかないと。逆に合宿だとか他から来るのを期待して、これは、ホテル業なら別ですよ。ホテル業ってそういうので建てたのであれば、他からの町外から来るのを期待してやっていきますというのが成り立つんですけども。もともとが町民の健康増進ということで、設置したのであれば、当然、第一にそこに注目した経営っていいですか、運営の仕方をしていかなければこういうことになると思うんですよ。来なかったから減りました。これではもう、理由にならないんですよ。ですから、根本的にですね、さっき修繕費の金額によって町で負担することにそれこそ、指定管理者との契約になっているってことであれば、今後も「かかります、かかります」というと、こういうことでこの管理料がどんどんどんどん増えていく結果になりうると思うんですけども、根本的にそういう、これは担当課長一人で私はこうでやりますということではできないでしょうけれども、根本的な考え方をまず最初に、ここの公社に対する運営の仕方、経営の仕方、根本的な考え方を管理者か理事者でいいですけども、まず最初にお聞きしたいのですが。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） まず町内、町外の利用者につきましては、最近ではデータを取っていないということではありますが、だいぶ前に、データを取った時があります。その時には、6、4の割合で町外の方が多かったということで、記憶してございます。

それで今、お話がありましたように、やはり、町が建てたものでありますので、町民から努めて利用していただくように、これは町も、それから健康増進公社の方も色々検討しながら、進めていかなければならないと思っております。

それから、修理の関係であります、これまでは大きな金額につきましては、町で修理してきておりました。それは、町で修理することは、設計を組んで、それから入札にかけて、その後、修繕又は工事になりますので、今は小さい部分につきましてはやはり、「配管が壊れました」それから「モーターが止まりました」となりますと、あそこの施設はお客さんが毎日来る施設でありますので、止めておくわけにはいかない。そういうことで、まず小さなものについては、公社の方で負担してください。そして、「指定管理料の中で年度末に調整をかけますよ」ということにしておりましたので、以前は、ほとんどが町の方でやっておりましたが、去年あたりからそういう方向をとっております。もう、建物も古くなっておりますし、それから、設備関係も結構、

壊れやすくなっておりますので、これはまた、今後も続くかもしれませんが、ただ、その都度直していかないと利用できなくなりますので、早い方法を取っているということでもあります。

それから、今後につきましては、やはり、健康増進施設、それを努めていきたいのですが、ただ、要は収支が伴うわけであります。それで今、一番弱いところは、宿泊施設の部分であります。これは、過去のデータを見ておきますと、ここが一番苦しんでいるなという気がしておりましたので、そこはよほど力を入れていかないと、プラス型になっていかないということがあります。

それから、その年によって宴会がかなり影響します。売り上げにもう、200万、300万ふえたり、減ったりするというのは、過去のデータを見ておきますと簡単に数字が動いておりますので、そこも気を緩めないで、対応していかなくちゃならないと思っておりますので、総合的に見ながら、そしてまた、各部門、その部門についてしっかりしていかなくちゃならないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、一通りのことを聞きましたけれども。5年前、25年度に議会で4,000万の債権放棄を承認して、この一般財団法人の存続に協力、まあ協力ではないですけども、やったという経緯がありました。それを契機に、その当時公募により民間力と言いますか、それを使ってやろうということで実際に公募して、結果的には色んなちょっと手続き上といいますか、色々な問題があって、実現はしなかったのですけれども。その後、1年間の指定管理者やり、それから3年ということで、今年はその3年目になっています。ですから、もうそこで「もうその件はいい」という判断をしたのか。私は例えば今、副町長が言ったように宿泊者をふやすということはですね、町民の人間だけを対象にするというのはもう無理だと思うんですよ。ですからそういうことを考えれば、5年前に議会でも検討したこの問題はやっぱり、真剣に考えて、やるならやるっていう結論にしなければいけないと思うんですよ。それをやらないのであれば今の施設をもっと縮小するような形の検討をするとか。何かを手加えないと、古くなって修理がかかったものは指定管理料でどんどんやっていくっていうやり方はやっぱり、問題があると私は思うんですが、その辺についてはどういうふうに考えますか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 以前、4,000万の町側の債権放棄をして、少し安定した中でバーデの方も頑張ってもらおうということで債権放棄したわけでございます。合わせて、民間の方の募集と言いますか、そういう部分も何カ所か来て、実際に見てもらいました。

残念ながら、最終的には2者ぐらいたったのでしょうか、来たんですけれども、断念すると、控えるといえますか。そういう結果になりました。

そこで、今、あそこの施設ですけれども、一つは、社会教育関係施設だというふうにも捉えていかないと、正直、収益だけでは成り立たない施設だと思ってございます。そういう中で、先般私も今、評議員の方になってますので、ちょっと指摘させていただきました。

私も就任した当時、理事長の時に非常にもっと、どんぶり勘定的な決算でしたので、どこの分、アリーナはマイナスが大きいのか、食堂が大きいのか、宿泊が大きいのか、全くその状況が把握できない状況でした。「これだと手の打ちようがないな」ということで、今の少しはわかりやすい形にしたんですけれども。さっきの修繕と同じように、一応、10万円以上については町側が修繕するという部分はある程度基本を守っていかないと、もう少し、収益が上がるのも「ことは公社で直しなさい」まあその部分が多く出る。そういう部分はしっかりと町がやる部分というのを分けながら。

それともう一つ、評議会で言わせていただいたのは、予算を上げる時に、その当初のいわゆる燃料価格、その価格で積算をして、指定管理料に計算してやるんですけれども、実際は、それより安い取引があったりする。その時に、その部分が別に町の方に今までは、今年度は返してもらった部分があるんですけれども。それが戻ってこない。そういう中で、やり繰りをしていたというのがあるんで、もっとわかりやすくするためには、燃料費等々も含めてそれはもう町側がもう払うんだと。どっちみち指定管理料に含まれているわけですので。町から出ているわけです。そういう部分をもっと区分けすると、「バーデ自体の努力が本当にどのぐらい努力された結果になっているのか、ちょっと努力が足りないのかっていうのがもっとわかりやすくなるんじゃないか」という指摘を評議員会の方でさせていただきました。

理事長はじめ、幹部の方で少しその辺も練っていただいて、そうするともう少しわかりやすくなると思ってございます。

そして、今後の方針ですけれども、一応、私の考えとしましては今、4,000万債権放棄したというなかで、数字、去年は300万ほどですか約。まあ指定管理料を当然、出している中ではございますけれども、そういう中で、以前はいくら収益200万、300万出しても最終的な決算で行くと

4,000万の借金があるものですから。マイナス3,600万の赤字とそういう状況でございました。

今はそこは解消されておりますので、少し、今の状況の中で進めていって、将来的なことも並行して考えながら、今当分は今の形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 中舘君の質疑は3回を超えていますが、議長において許可します。（「ダメですか」の声あり）許可します。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 申し訳ございません。（「おまけね」の声あり）ありがとうございます。

当然、理事者の方も我々同僚議員も就任していますし、また監査も同僚議員、また、専門の町の職員も監査していますから。特別「ああだ、こうだ」っていうつもりはないんですけれどもやっぱり、実際に目的そのものが町民の健康増進ということで、スタートしたのであれば、やっぱりそこに対してどういう形でこれが生きているかということも十分にやっていかないと。「かかる分はかけます」っていうんじゃもうどんどんどん垂れ流し状態になりますから、ここだけはひとつ、よろしく願いして終わります。

○議長（馬場又彦君） ほかに。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 4ページを開いていただきたいです。

公益事業、温泉保養館として、公益事業っていうのがあるのですが、公益事業はいいのですが、例えば、収益事業の部分ってありますよね。いわゆる多分、水中ウォーキングとほか7教室云々というのが、収益事業にあたるかと思うんですけれど。いわゆる月謝を払って、講師の先生を用意して、料金をいただいて、教室をやるっていうというような事業がありますよね。

そういうのは、この公益事業の中でもそういう有料の教室のようなものというのはあるのでしょうか。その辺がですね。どういうメニューがありますか。その収益事業としての教室、クラスとといいますか。ちょっと教えてください。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 公益事業と収益事業ということでございますが、まず、この4ページのところに公益事業ということでバーデハウスふくちの部分で記載させていただ

いておりますが、先ほどお話がありましたような水中ウォーキングというようなものについては、これは公益事業という考え方でございます。

これは、いわゆるこの健康増進センターというものの設置目的というのが、「温泉を利用した運動と保養機会の拡大」でありますとか、「住民の健康増進」ということでございますので、それにつながるようなものは、こちらの分類上、公益事業ということにしております。それが、有料と無料というのがあるということで、実費の分として有料でいただいているものもございません。

そしてあと、営利事業といいますか、収益事業というのが何かということですが、まず単純に言うとも宿泊のそういうふうなものは完全な収益事業です。いわゆる今、お話ししましたような町民の健康につながるというようなものに分類されるものは、こちらの分類上、公益事業ということで、取り扱わせていただいているということでございます。（「有料でも無料でも公益事業は公益事業ってことですか」の声あり）はいそうです。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そのエアロビの教室があるんですか今も。収益事業に対して、非常に「どうでもいいような感覚があるんじゃないの」という町民の指摘をいただいたので、質問させていただきます。

その詳しい話をして、この場で話してどうなのかと思うようなところがあるのですけれども。そのなんというか、やはりこちらがこういう施設に対して、思う姿勢以上に働いている人はそういう思いがないんじゃないのかなっていうようなところが垣間見えますので、非常に残念な事例だとして私、その話されだったんですよ。

やろうと思えばできるはずなんだけど、なんかメニューから無理やり消しちゃって。考えなおせばできるはずだったのに、「もう復活させません」ってなようなことがあるようであります。

本来であればですね、少しでも収入があるものについては、食欲に展開させてってというような姿勢があつてこそ、宿泊に関しても、その他もろもろのことに関して、そういう神経がいきわたっているはずなんですよ。そういう感覚があれば。

ところが、どうも親方日の丸を決め込んでいるような、考え方、体質というのが抜けていないっていうのか、年々ひどくなるっていうか、何か関わる講師の方もあまりお付き合いしたくないような雰囲気施設の中にあるやにですね、そういった指摘を受けますと非常に残念なんですよ。

ね。

そういった細々したことまで把握していないんだと思うんですけど、できれば、そういう細かいところまで周知したうえで、指定管理者の管理ということを考えてもらいたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今いただいたご意見を大事にして、進めていきたいと思います。

今、私ができるのは、3年ほど前からですが、挨拶と返事、それからお客さんには親切丁寧にしてください。これを徹底してください。それから朝礼の時もそれをやっていますが、ただ、それだけじゃなくて、実際、お客さんと対面した時に、そのことが実施できなければ、次のお客さんに繋がっていかないということを伝えてありますので、そこは徹底していきたいと思います。

それから、そのことによって、次にまたお客さんが何回でも来れるように努めていきたいと思っていますので、そこは強く、向こうの方の職員に伝えてあります。以上であります。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そのように指導しているのであれば、副町長こう、こっそり裏からでも入って、物陰に隠れて、どういう対応なのかっていうのはチェック入れた方がよろしいのじゃないでしょうかと思ったりもします。

なんか、いい人にはいいんだけど、そうじゃない人にはっていうような話もされることがあります。そういったのが実体かと思います。

私たちが窓口に行くと、議員の立場なものですから緊張してああいう顔になるのかもしれませんがね。なんか、そうじゃない方面を見ている、なんかちょっと、「サービス業でしょうか」って、「これが本当のサービス業なんでしょうか」って思うようなところがあると思います。そこはチェックした方がよろしいかと思います。

○議長（馬場又彦君） 14番、工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 色々マイナス面のお話が続いているようなんですけれども、私もひと頃「あらどうしたのかな」と思う時期もありました。

しかし、今はそうじゃありません。陰から行って見るなんかそういうふうな動きをする必要もありません。

職員さんたちも今は本当に素晴らしい。あいさつもですね、私行って見ているので、非常に「ああ、時代が違えばこうして苦しい中でやる」ということを一生懸命頑張っているんだなと思うような、あいさつにしても、「いらっしゃいませ」という表情にしても、非常に違います。今は違います。

私は結構、花が好きで、花を買いに行くんですよ。とってもいいお花を持ってきて、みなさんに提供しておりますけれども。たまたま行ってみると、あのあいさつの言葉も静かにしかも非常に響くようなそういうふうなあいさつで「ああすばらしいな」と思っています。世の中が悪いのじゃないかなとも思うくらいであります。そんなに心配はいりません。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 大変、申し訳ないです。ちょっとだけ教えていただきたいのですけれども。

今、中館議員が色々とお話をしていましたので、ちょっと私収入の中の委託料、管理委託料なんですけれども。大体、7,000万くらいで毎年推移しているのですけれども。これはなんか根拠があって、町長はその燃料費とかに回しているというような話をちょっと言っていたのですけれども、例えば、定額みたいな感じとか何かの根拠があると思うのですけれども、変動しないでこう、定額で出すとかってというような形にはなっていないのかちょっと、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） では私も何年か見ておりますので、申し上げます。

まず、燃料費、電気料、そういう大きな部分とそれから外部的な要因によって、負担がかかる、負荷がかかる部分については、こちらの方で指定管理料の中に入っております。

それから、人件費等につきましては、向こう持ちということでもあります。ただ、先ほど申し上げましたように、公的な部分については、こちらの方で全額を持ちますし、バーデ、それから営業の部分に伴うアヴァンセですか。そこは全額をみてないです。割合でみておりますので、すご

くわかりにくい状態になっておりますが、先ほど町長が申し上げましたように、「もっとわかりやすいような指定管理の方法がないか」ということで指示を受けておりますので、29年度中にはもう少し、あんまりその年度によって、動きがないような。また、町の方も見ていて安心する、向こうの方も「わかりました」と言えるような指定管理の料金の設定の仕方を検討してみたいと思っておりました。以上であります。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 今の副町長の答弁で、私もそう思うんですね。

定額みたいな感じにしてみて、どこが弱いのか、どこが強いのか。あるいは、各同僚議員言ってますけれど、やはりこの増進公社そのものは必要な施設でもあるでしょうし、町として使っているわけですので。町民の方々も使っています。

ただ、収支の関係では、本来であれば、できるだけ、当然これは指定管理料は払うわけですが、できれば、収益があった方がいいわけですので、その辺をうまやっただけければ、まだまだこれから必要な施設だと思ってますので、頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時14分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

.....
◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第12、議案第55号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第55号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。説明資料の7ページをお開き願います。

大向地区にあります南部第2分団屯所の新築移転に伴いまして、所在地を変更するため、消防施設条例について所要の改正を行うものでございます。

南部町消防団南部第2分団屯所の所在地を改正前の南部町大字大向字飛鳥39番地3から大向字飛鳥41番地10に改正するものでございます。

施行日は、公布の日から施行しまして、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第13、議案第56号、南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） それでは、議案第56号、南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の8ページをお開きください。

まず、南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

内容といたしまして、歯科診療を嘱託していた医師が4月末をもって私的事情により家業を継ぐため、嘱託医の受諾を継続することが不可能になったこと。そして、当医療センターで歯科診療を廃止した場合にあっても、近隣に民間で開設している歯科医院があり、再開した場合の人件費と初期投資に係る莫大な費用を考慮し、また、財政的負担が大きく、利益供給は難しいと思われ、以上のことから本条例の第3条の2の「歯科」の科目を削除するものであります。

施行日は、厚生労働省及び保健所の許可申請にかかる日数を踏まえ、平成29年7月1日いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第14、議案第57号、財産の取得について（チェリウスマイクロバス）を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） それでは議案第57号、財産の取得についてご説明いたします。説明資料の9ページをお開きください。

チェリウスの送迎用マイクロバスの購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産はマイクロバス1台。配備先は農林漁業体験実習館チェリウス。納入期限は平成29年9月29日。施行方法は指名競争入札でございます。

取得する財産の概要は、29人乗りマイクロバス。チェリウスの立地条件を考慮しまして、これまでと同様の4輪駆動、補助ステップ付でございます。

売買代金は972万円。契約の相手方は、八戸市八太郎5丁目20-43にあります青森三菱ふそう自動車販売株式会社八戸営業所所長川村富司でございます。

購入理由は、21年を経過しています車両の老朽化による更新でございます。

お手元に開札一覧表をお配りしておりますが、落札率は93.2パーセントでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第15、議案第58号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは議案の157ページをお願いいたします。

議案第58号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,059万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9,059万1,000円とするものでございます。

166ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費でございますが140万円を追加するものでございます。19節のコミュニティ助成事業補助金140万円は玉掛町内会における、えんぶり用品などの購入に対し助成するものでございます。このたび、財団法人自治総合センターからの交付決定を受けて予算化するものでございます。

続きまして、3款、民生費、1項、5目、老人福祉施設費でございます。332万円を計上しております。11節は老人福祉センターの自動ドアなど施設修繕に伴いまして、計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

8 款、土木費、2 項、1 目、道路橋りょう維持費でございます。655 万 1,000 円を追加しております。除雪用ダンプが 3 月に壊れまして、修理不能となったことから新たに購入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

10 款、教育費、5 項、4 目、文化財保護費につきましては、188 万 6,000 円を追加するものでございます。第 4 回南部学研究会開催費用としております。

続きまして、歳入をご説明いたします。164 ページをお願いいたします。

14 款、県支出金、2 項、1 目、総務費県補助金でございます。752 万 5,000 円を追加するもので、横浜市栄区との交流事業である、達者村活動充実事業に対しまして 152 万 5,000 円、今年度も予定しております「あおり鍋自慢」に対しては 600 万円と合わせまして、752 万 5,000 円を計上しております。

続きまして、17 款、繰入金、2 項、1 目、財政調整基金繰入金でございます。366 万 6,000 円を追加しております。本予算の一般財源として繰り入れするものでございます。

19 款、諸収入、5 項、3 目、雑入でございますが、290 万円を追加しております。先ほどご説明いたしましたコミュニティ事業に対しまして助成金として 140 万円、南部学研究会としまして 150 万円を計上しております。

最後の 20 款町債につきましては、第 2 表地方債補正で説明いたしますので、160 ページをお願いいたします。

地方債の限度額を変更するもので、除雪用ダンプの購入によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて日程第16、議案第59号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは、議案書の173ページをお開きください。

議案第59号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条・歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,455万1,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。182、183ページをお開きください。

4款1項1目の前期高齢者納付金でございますが、87万5,000円を増額し、総額を110万4,000円とするものです。

これは、前期高齢者、つまり65歳から74歳までの医療費の負担分として、社会保険診療報酬支払基金に対しまして、納付金という形で納付しているわけでございますが、この納付金の一人当たりの負担の単価が増となったことに伴い、増額をするものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。180、181ページにお戻りください。

先ほど、歳出で前期高齢者納付金の増額についてご説明いたしましたが、この財源が決まっております。

まず、上段の3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目の療養給付費等負担金でございますが、歳出補正額つまり前期高齢者納付金の87万5,000円の32パーセント分として28万円を、その下3款2項、国庫補助金、1目の財政調整交付金でございますが、同様に87万5,000円の9パーセント分として7万8,000円を、その下6款、県支出金、2項、県補助金、1目の県財政調整交付金で

ございますが、同様に87万5,000円の10.55パーセント分として9万2,000円を、それぞれ増額するものでございます。

下段、9款2項1目の財政調整基金繰入金でございますが、歳出補正額87万5,000円の財源のうち、国庫及び県支出金を除いた財源として、財政調整基金からの繰入金42万5,000円を計上するものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第17、議案第60号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それではご説明いたします。

議案の185ページをお願いします。

議案第60号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,547万9,000円とするものでございます。

まず歳出からご説明いたします。194、195ページをお開きください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございますが、167万9,000円を増額し2億7,385万円とするものでございます。

11節の需用費についてですが、2階ナースステーションの流し台漏水修繕、2階食堂、看護師長室雨漏り修繕、消防設備定期点検指摘箇所の修繕などがございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。192、193ページをお開きください。歳入につきましては歳出の増に伴いまして4款、1項、1目の一般会計繰入金に167万9,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第18、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

.....

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第19、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

.....

◎議員派遣の件

○議長（馬場又彦君） 続きまして日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第74回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました補正予算をはじめ、条例改正、専決処分事項など、慎重審議をいただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、今年も、果物の町、南部町の一大イベントであります「さくらんぼ狩り」が、6月24日から始まります。

先週、一日に実施した作柄調査によりますと、主力品種である「佐藤錦」は、全体的に平年より2日から3日ほど早いペースで生育が進み、平年を上回る良好な作柄であり、期間中は大勢のお客様に、初夏の味覚をお楽しみいただけるものと期待しております。

この後に続きます桃や梨、ブドウ、リンゴなど、どれをとりにしても、当町の貴重な収入源であり、観光資源でもありますので、順調な生育を願うものであります。

その、おいしく実った果物を県内外にPRするため、今年も8名のフルーツ娘を委嘱いたしました。フレッシュでさわやかなフルーツ娘を前面に出しまして、四季を通じた、農業観光が体験できる南部町を全国的に発信していきたいと思っております。

また、今年度から、達者村の活動を象徴するような技や芸、知識などを備えた町民の方を「達者達人」として認定し、達者村のさらなるイメージ向上に、一役買っていただくこととしております。行く行くは、町民の皆様全員が達者達人になり、南部町を訪れた方々も、生き生きと、達者になれるよう、持てる達者パワー全開で活動していただくことを期待しております。

さて、今週末には、三戸郡総合体育大会が新郷村を主会場に開催されます。当町からは16種目

20競技に279名の選手が出場します。昨年、一昨年と、6種目で優勝しましたが、総合では、おしくも2位という結果でありました。選手団の皆様には、ぜひとも、総合優勝を目指して、日頃の練習の成果を発揮いただくことを期待しております。

また、翌週の6月17日には、三戸郡中学校体育大会夏季大会が開催されます。昨年は、当町から、2種目が東北大会に、また、一種目が全国大会出場の快挙を成し遂げており、今年も大いに期待するところであります。3年生にとっては、最後の大会でありますので、あと数日ではございますが、日々の練習に励み、悔いのないように力を出し切っていただきたいと、願うものであります。

さて、南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた定住施策のひとつである「お試し住宅事業」は、今月中に入居希望者の募集を開始する予定としております。

町外に住む方に、一定期間、南部町の魅力を体験いただき、移住・定住に向けた取り組みと併せて、その活用を図ってまいります。

また、若者や子育て世代をターゲットにした宅地の分譲を進めるとともに、児童・生徒に対しては、給食費・医療費の無償化といった暮らしやすさを実感できるソフト事業と併せて、定住促進を積極的に進めてまいります。

定住対策を語るうえでは、広域的な視点で取組むことが重要であると考えております。八戸圏域連携中枢都市圏、いわゆる「スクラムエイト」での連携を推進し、特に、大切である雇用の確保の面では、多くの工場が誘致されている八戸市を中心に進めるとともに、当町においては、新規就農者の確保に向けた施策を継続するなど、南部町の独自性も打ち出しながら、町の将来が輝きを放つことが出来るよう、取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、議員各位、ならびに町民の皆様のご理解、ご協力をお願いするものでございます。

結びになりますが、4月、5月に続き、6月に入りましてからも比較的穏やかな天候が続いております。このまま、ことし一年が穏やかな年であることを願ってはおりますが、万が一、災害が発生した場合の対応には、万全を期すよう、職員には、指示をしているところであります。

これから梅雨を迎え、蒸し暑くなつて参りますので、議員各位におかれましては、健康には十分留意され、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本定例会の、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君）　ここで、閉会に当たり私からも、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月2日から本日までの6日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、本日ここに、閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明されました提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

これをもちまして第74回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後11時52分)

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 滝 田 勉

署 名 議 員 西 野 耕太郎